

附属書 2

(保留)

附屬書 3

**危険有害性情報のコード
注意書きのコードと使用法
絵表示のコード
および注意絵表示の例**

附属書 3

第 1 節

危険有害性情報のコード

A3.1.1 序文

A3.1.1.1 危険有害性情報とは、危険有害性クラスおよび危険有害性区分に割り当てられた文言であって、危険有害な製品の危険有害性の性質を、該当する程度も含めて記述する文言をいう。

A3.1.1.2 この節には GHS の危険有害性区分に適用される危険有害性情報にそれぞれ割り当てられた推奨コードを含む。

A3.1.1.3 危険有害性情報のコードは参考するためのものである。コードは危険有害性情報の文言の一部ではないので、文言の代わりに用いることはできない。

A3.1.2 危険有害性情報のコード

A3.1.2.1 危険有害性情報には 1 つの文字と 3 つの数字からなる英数字コードが、下記のように割り当てられている：

- (a) 文字「H」（危険有害性情報“hazard statement”）；
- (b) 危険有害性の種類を示す番号、割り当てられた危険有害性情報に対し下記のように番号が付けられている：
 - 「2」物理化学的危険性；
 - 「3」健康有害性；
 - 「4」環境有害性；
- (c) 連続した 2 つの番号、物質や混合物の性質に起因する危険有害性をあらわす、例えば、爆発性（コード 200 から 210）、可燃性（コード 220 から 230）他。

A3.1.2.2 割り当てられた危険有害性情報に使用するコードは、物理的化学危険性は表 A3.1.1 に、健康有害性は表 A3.1.2 に、環境有害性は表 A3.1.3 に番号順に記載してある：

欄 (1) 危険有害性情報コード；

欄 (2) 危険有害性情報；

特別の指示がない限り、太字になっている文言がラベルに記載される。斜体の情報は、もし情報があれば、危険有害性情報の一部として記載する。

例えば、「**長期にわたる、または反復ばく露**（他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する）による**臓器の障害**（もしわかれすべての影響を受ける臓器を挙げる）」。

欄 (3) 危険有害性クラスおよび該当する危険有害性クラスについての情報がある GHS 文書の章。

欄 (4) 当該危険有害性情報が適用可能な危険有害性クラスでの区分。

A3.1.2.3 それぞれの危険有害性情報に加え、いくつかの結合された危険有害性情報を表 A3.1.2 に示した。結合された情報に対するアルファベットと数によるコードは、それぞれの情報コードがプラス「+」によって結ばれている。例えば H300+H310 は、ラベルでは「飲み込んだり皮膚に接触すると生命に危険」となる。

A3.1.2.4 すべての割り当てられた危険有害性情報は、1.4.10.5.3.3 での決まりに当てはまらない限り、ラベルに記載すべきである。所管官庁は記載の順序について決めてよい。また、結合された危険有害性情報が 2 つ以上の危険有害性を示している場合には、所管官庁は結合された危険有害性情報あるいはそれぞれの情報のどちらをラベルに記載するかを決めてよいし、製造者/供給者に選択を委ねてもよい。

表 A3.1.1：物理化学的危険性の危険有害性情報コード

コード (1)	物理化学的危険性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	危険有害性区分 (4)
H200	(削除)		
H201	(削除)		
H202	(削除)		
H203	(削除)		
H204	火災または飛散危険性	爆発物 (2.1 章)	2B, 2C
H205	(削除)		
H206	火災、爆風または飛散危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加	鈍性化爆発物 (2.17 章)	1
H207	火災または飛散危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加	鈍性化爆発物 (2.17 章)	2, 3
H208	火災危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加	鈍性化爆発物 (2.17 章)	4
H209	爆発物	爆発物 (2.1 章)	1, 2A
H210	非常に敏感	爆発物 (2.1 章)	1
H211	敏感である可能性	爆発物 (2.1 章)	1
<hr/>			
H220	極めて可燃性の高いガス	可燃性ガス (2.2 章)	1A
H221	可燃性ガス	可燃性ガス (2.2 章)	1B, 2
H222	極めて可燃性の高いエアゾール	エアゾール (2.3 章)	1
H223	可燃性エアゾール	エアゾール (2.3 章)	2
H224	極めて引火性の高い液体および蒸気	引火性液体 (2.6 章)	1
H225	引火性の高い液体および蒸気	引火性液体 (2.6 章)	2
H226	引火性の液体および蒸気	引火性液体 (2.6 章)	3
H227	可燃性液体	引火性液体 (2.6 章)	4
H228	可燃性固体	可燃性固体 (2.7 章)	1,2
H229	高圧容器：熱すると破裂のおそれ	エアゾール (2.3 章)	1,2,3
<hr/>			
H230	空気が無くても爆発的に反応するおそれ	可燃性ガス (2.2 章)	1A, 化学的に不安定なガス A
H231	圧力および/または温度が上昇した場合、空気が無くとも爆発的に反応するおそれ	可燃性ガス (2.2 章)	1A, 化学的に不安定なガス B
H232	空気に触れると自然発火のおそれ	可燃性ガス (2.2 章)	1A, 自然発火性ガス

コード (1)	物理化学的危険性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	危険有害性区分 (4)
H240	熱すると爆発のおそれ	自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A
H241	熱すると火災または爆発のおそれ	自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ B
H242	熱すると火災のおそれ	自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ C,D,E,F
H250	空気に触れると自然発火	自然発火性液体 (2.9 章) 自然発火性固体 (2.10 章)	1
H251	自己発熱；火災のおそれ	自己発熱性物質および混合物 (2.11 章)	1
H252	大量の場合自己発熱；火災のおそれ	自己発熱性物質および混合物 (2.11 章)	2
H260	水に触れると自然発火するおそれのある可燃性ガスを発生	水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章)	1
H261	水に触れると可燃性ガスを発生	水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章)	2,3
H270	発火または火災助長のおそれ；酸化性物質	酸化性ガス (2.4 章)	1
H271	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質	酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章)	1
H272	火災助長のおそれ；酸化性物質	酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章)	2,3
H280	高圧ガス；熱すると爆発のおそれ	高圧ガス (2.5 章)	高圧ガス 液化ガス 溶解ガス
H281	深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ	高圧ガス (2.5 章)	深冷液化ガス
H282	極めて可燃性の高い加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ	加圧下化学品 (第 2.3 章)	1
H283	可燃性の加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ	加圧下化学品 (第 2.3 章)	2
H284	加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ	加圧下化学品 (第 2.3 章)	3
H290	金属腐食のおそれ	金属腐食性 (2.16 章)	1

表 A3.1.2 : 健康有害性の危険有害性情報コード

コード (1)	健康有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	危険有害性区分 (4)
H300	飲み込むと生命に危険	急性毒性 (経口) (3.1 章)	1,2
H301	飲み込むと有毒	急性毒性 (経口) (3.1 章)	3
H302	飲み込むと有害	急性毒性 (経口) (3.1 章)	4
H303	飲み込むと有害のおそれ	急性毒性 (経口) (3.1 章)	5
H304	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ	誤えん有害性 (3.10 章)	1
H305	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ	誤えん有害性 (3.10 章)	2
H310	皮膚に接触すると生命に危険	急性毒性 (経皮) (3.1 章)	1,2
H311	皮膚に接触すると有毒	急性毒性 (経皮) (3.1 章)	3
H312	皮膚に接触すると有害	急性毒性 (経皮) (3.1 章)	4
H313	皮膚に接触すると有害のおそれ	急性毒性 (経皮) (3.1 章)	5
H314	重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章)	1,1A,1B,1C
H315	皮膚刺激	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章)	2
H316	軽度の皮膚刺激	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章)	3
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ	皮膚感作性 (3.4 章)	1, 1A,1B
H318	重篤な眼の損傷	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	1
H319	強い眼刺激	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	2/2A
H320	眼刺激	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	2B
H330	吸入すると生命に危険	急性毒性 (吸入) (3.1 章)	1,2
H331	吸入すると有毒	急性毒性 (吸入) (3.1 章)	3
H332	吸入すると有害	急性毒性 (吸入) (3.1 章)	4
H333	吸入すると有害のおそれ	急性毒性 (吸入) (3.1 章)	5
H334	吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ	呼吸器感作性 (3.4 章)	1, 1A,1B
H335	呼吸器への刺激のおそれ	特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性 (3.8 章)	3
H336	眠気またはめまいのおそれ	特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用 (3.8 章)	3
H340	遺伝性疾患のおそれ (他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1,1A,1B
H341	遺伝性疾患のおそれの疑い (他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	生殖細胞変異原性 (3.5 章)	2

コード (1)	健康有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHSの章) (3)	危険有害性区分 (4)
H350	発がんのおそれ (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	発がん性 (3.6章)	1,1A,1B
H351	発がんのおそれの疑い (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	発がん性 (3.6章)	2
H360	生殖能または胎児への悪影響のおそれ (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	生殖毒性 (3.7章)	1,1A,1B
H361	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	生殖毒性 (3.7章)	2
H362	授乳中の子に害を及ぼすおそれ	生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響 (3.7章)	追加区分
H370	臓器の障害 (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	特定標的臓器毒性、単回ばく露 (3.8章)	1
H371	臓器の障害のおそれ (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)	特定標的臓器毒性、単回ばく露 (3.8章)	2
H372	長期にわたる、または反復ばく露 (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)による臓器の障害 (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる)	特定標的臓器毒性、反復ばく露 (3.9章)	1
H373	長期にわたる、または反復ばく露 (他の経路からのはばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載する)による臓器の障害のおそれ (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる)	特定標的臓器毒性、反復ばく露 (3.9章)	2
H300 + H310	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は生命に危険	急性毒性 (経口) (3.1章) および 急性毒性 (経皮) (3.1章)	1, 2
H300 + H330	飲み込んだ場合や吸入した場合は生命に危険	急性毒性 (経口) (3.1章) および 急性毒性 (吸入) (3.1章)	1, 2
H310 + H330	皮膚に接触した場合や吸入した場合は生命に危険	急性毒性 (経皮) (3.1章) および 急性毒性 (吸入) (3.1章)	1, 2
H300 + H310 + H330	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合や吸入した場合は生命に危険	急性毒性 (経口) (3.1章) および 急性毒性 (経皮) (3.1章) および 急性毒性 (吸入) (3.1章)	1, 2

コード (1)	健康有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	危険有害性区分 (4)
H301 + H311	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は有毒	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (経皮) (3.1 章)	3
H301 + H331	飲み込んだ場合や吸入した場合は有毒	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	3
H311 + H331	皮膚に接触した場合や吸入した場合は有毒	急性毒性 (経皮) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	3
H301 + H311 + H331	飲み込んだ場合や皮膚に接触したた場合や 吸入した場合は有毒	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (経皮) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	3
<hr/>			
H302 + H312	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は有害	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (経皮) (3.1 章)	4
H302 + H332	飲み込ん場合や吸入した場合は有害	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	4
H312 + H332	皮膚に接触した場合や吸入した場合は有害	急性毒性 (経皮) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	4
H302 + H312 + H332	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合や吸 入した場合は有害	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (経皮) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	4
H303 + H313	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は有 害のおそれ	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (経皮) (3.1 章)	5
H303 + H333	飲み込んだ場合や吸入した場合は有害のお それ	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	5
H313 + H333	皮膚に接触した場合や吸入した場合は有害 のおそれ	急性毒性 (経皮) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	5
H303 + H313 + H333	飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合や吸 入した場合は有害のおそれ	急性毒性 (経口) (3.1 章) および 急性毒性 (経皮) (3.1 章) および 急性毒性 (吸入) (3.1 章)	5
<hr/>			
H315 + H320	皮膚および眼刺激	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章) および 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	2(皮膚)/2B (眼)

表 A3.1.3 : 環境有害性の危険有害性情報コード

コード (1)	環境有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	危険有害性区分 (4)
H400	水生生物に非常に強い毒性	水生環境有害性 短期（急性）(4.1章)	1
H401	水生生物に毒性	水生環境有害性 短期（急性）(4.1章)	2
H402	水生生物に有害	水生環境有害性 短期（急性）(4.1章)	3
H410	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性	水生環境有害性 長期（慢性）(4.1章)	1
H411	長期継続的影響によって水生生物に毒性	水生環境有害性 長期（慢性）(4.1章)	2
H412	長期継続的影響によって水生生物に有害	水生環境有害性 長期（慢性）(4.1章)	3
H413	長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ	水生環境有害性 長期（慢性）(4.1章)	4
H420	オゾン層を破壊し、健康および環境に有害	オゾン層への有害性 (4.2章)	1

附属書 3

第 2 節

注意書きのコードおよび使用

A3.2.1 序文

A3.2.1.1 注意書きは、危険有害性をもつ製品へのばく露、または、その不適切な保管や取扱いから生じる被害を防止し、または最小にするために取るべき推奨措置について記述した文言（および/または絵表示）である（1.4.10.5.2 (c) 参照）。

A3.2.1.2 GHS には 5 種類の注意書きがある、すなわち一般、安全対策、応急措置（事故的な漏出やばく露、応急措置および救急処置）、保管そして廃棄である。

A3.2.1.3 この節は、各 GHS 危険有害性クラスと区分に対する注意書きの選択と使用に関する手引きを提供する。以下に記載された全体的なアプローチは残るであろうが、この節は時の経過とともに更なる改良と開発を必要とするであろう。

A3.2.1.4 注意書きは、危険有害性情報伝達の重要な一部として GHS の危険有害性伝達要素（絵表示、注意喚起語および危険有害性情報）とともに、GHS ラベルに記載されるべきである。使用の指示のような追加の補助情報は、製造者/供給者、または所管官庁の指示により提供されてもよい（第 1.2 章 1.4.6.3 参照）。いくつかの特殊な化学品については、補足の応急処置、処置方法もしくは特別な解毒剤または洗浄剤が要求されるであろう。そのような状況では毒物センターもしくは臨床医または専門家のアドバイスが求められるべきであり、かつそれらはラベルに含まれるべきである。

A3.2.1.5 注意書きを割り当てる出発点は物質または混合物の危険有害性の分類である。GHS の中の危険有害性を分類するシステムは含まれる物質または混合物の固有の特性に基づく（1.3.2.2.1 参照）。しかしながら、通常の取扱い、通常使用または予見できる誤用の条件下では各々のリスクが除外されるという情報が提示されるのであれば、消費者製品に関する慢性の有害性に対してラベルが要求されないというシステムもある（附属書 5 参照）。ある種の危険有害性情報が要求されていなければ、対応する注意書きもまた不要である（A5.1.1 参照）。

A3.2.1.6 この節における注意書きを割り当てるための手引きは、関連する GHS 危険有害性分類基準および危険有害性の種類に関連している必須で最低限の注意書きを提供するために開発されてきた。

A3.2.1.7 既存の分類システムからの注意書きは、この節の開発のための基礎として最大限使用された。これらの既存のシステムには、IPCS 国際化学品安全性カード (ICSC) コンパイラーズガイド、米国規格 (ANSI Z129.1)、欧州分類と表示指令、緊急対応ガイドブック (ERG 2004) および米国環境保護庁表示検査マニュアルがある。

A3.2.1.8 使用前に、ラベルの注意書き情報、特定の安全手引きおよび各物質または混合物の安全データシートを理解しそれにしたがうことは、労働安全衛生手順の一部である。注意書きの継続的な使用は、安全取り扱い手順を強化し、職場での訓練や教育活動においてカギとなる概念や方法を明確にすることにもなる。

A3.2.1.9 安全対策、応急措置、保管および廃棄に関する注意処置を正確に実行するために、物質または混合物の組成に関する情報を手元に置くことも必要である。そうすることによって、更なる専門家の判断を必要とする際に、容器上に表示された情報、ラベルや安全データシートの情報を生かすことができる。

A3.2.1.10 さまざまな読解力の人々を保護するために、情報を一種類以上で伝えるように注意絵表示と注意書きの両方を含むことは有用であろう（1.4.4.1(a) 参照）。しかしながら、絵表示の防護効果は限定されており、附属書 3 の例は記述されるすべての予防的観点をカバーしているわけではないことに注意するべきである。絵表示は有用であるが、誤解されることがあり、訓練に代替するものではない。

A3.2.2 注意書きのコード化

A3.2.2.1 注意書きには 1 つの文字と 3 つの数字からなる英数字コードが、下記のように割り当てられている：

- (a) 文字「P」（注意書き“precautionary statement”）；
- (b) 注意書きの文言の種類により 1 つの番号が割り当てられる：
 - 「1」一般的注意書き；
 - 「2」安全対策の注意書き；
 - 「3」応急措置の注意書き；
 - 「4」保管の注意書き；
 - 「5」廃棄の注意書き；
- (c) 2 つの数字（注意書きに対応した連続した数字）。

A3.2.2.2 注意書きのコードは参照するためのものである。コードは注意書きの文言の一部ではないので、文言の代わりに用いることはできない。

A3.2.2.3 割り当てられた注意書きに使用するコードは、一般的注意書きは表 A3.2.1 に、安全対策の注意書きは表 A3.2.2 に、応急措置の注意書きは表 A3.2.3 に、保管の注意書きは表 A3.2.4 に、廃棄の注意書きは表 A3.2.5 に番号順に記載してある。

A3.2.3 注意書き表の構成

A3.2.3.1 それぞれの注意書き表は 5 つの欄に分割され下記の情報を含む：

- 欄 (1) 注意書きコード；
- 欄 (2) 注意書き；
- 欄 (3) 危険有害性クラスおよび該当する場合のばく露経路、推奨される注意書きとともに危険有害性クラスに関する情報がある GHS 文書の章を記載；
- 欄 (4) 当該危険有害性情報が適用可能な危険有害性クラスでの区分；
- 欄 (5) 該当する場合、注意書きの使用に関する条件。

A3.2.4 注意書きの使用

A3.2.4.1 表 A3.2.1 から A3.2.5 には**注意書きの核となる部分を太字**で示している。特別の指示がない限り、この文言をラベルに使用すべきである。推奨されるラベル用文言の変更は所管官庁の選択による（A3.2.5 参照）。

A3.2.4.2 注意書きに斜線 “/” がある時、これは分離された文言を選択しなければならないことを示す。このような場合、製造者や供給者は選択するか、あるいは所管官庁は 1 つ以上の文言を規定してもよいであろう。例えば、P280 の「**保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具/...を着用すること**」を「**保護眼鏡を着用すること**」あるいは「**保護眼鏡あるいは保護面を着用すること**」としてもよい。

A3.2.4.3 注意書きに 3 つの句点 “...” がある時、これらは全ての適用条件がそろっているわけではないことを示す。例えば、P241 「**防爆型の【電気/換気/照明/...】機器を使用すること**」の “...” は他の機器が特定される必要があるかもしれないことを示している。さらなる記載すべき詳細な情報は表の欄 (5) にあるかもしれない。このような場合、製造者や供給者は選択するか、あるいは所管官庁は最も適当な文言を規定してもよいであろう。

A3.2.4.4 注意書き中のいくつかの文には四角括弧 [...] があるが、これは括弧の中の文言は全ての場合に当てはまるわけではなく、ある条件のときのみ使用されるべきものである。この場合、文言が使用されるべき状況の説明は表の欄 (5) に記載されている。例えば、P284 では「**【換気が不十分の場合】呼吸用保護具を着用すること**」とある。この記述の使用には、「一四角括弧の文言は、化学品の使用時にかかる追加的な情報が、安全な使用のために十分であろう換気のタイプを説明している」という条件が付く場合

に使用されるであろう。適用条件は次のように解釈される：化学品に追加的な情報があり、安全な使用のために十分であろう換気のタイプを説明している場合には、括弧内の文言を使用してもよい。この場合記述はつぎのようになる：「**換気が不十分の場合、呼吸用保護具を着用すること**」。しかし化学品にそのような情報がない場合には、括弧内の文言は使用するべきではなく、注意書きは次のようにになる：「**呼吸用保護具を着用すること**」。

A3.2.4.5 追加情報が必要または情報が特定されなければならないまたはされたほうがよい場合、これは関連項目として欄（5）に文言で示されている。

A3.2.4.6 表に斜体字が使用されている時は、注意書きの使用や割り当てに特別な条件が必要であることを示している。これは注意書きの一般的な使用や特別な危険有害性クラスおよび/または区分への使用条件に関わっている。例えば、P241「**防爆型の【電気/換気/照明/...】機器を使用すること**」は、可燃性固体では「**粉じん雲が発生する場合**」のみ適用される。「一の場合（時）」または「**一明示する**」の斜体文字は注意書きの適用に関する条件の注記であり、ラベルに記載されるものではない。

A3.2.4.7 不適切になった注意書きのところでは、GHSの他の版で使用されているコードとの混乱を防ぐために、本節の表の欄（1）における既存コードの下に「削除」が挿入されている。

A3.2.5 注意書きの使用における柔軟性

A3.2.5.1 助言が適切でない場合の注意書きの省略

A3.2.5.1.1 所管官庁の要求を満足したうえで、その情報が明らかに適切ではないあるいはラベル上の他の情報で十分に伝えられている場合には、使用者（例えば消費者、事業者及び労働者）の特性、供給量、および意図された予見可能な使用環境を考慮して、表示に責任のある者は、ある危険有害性クラスおよび区分に関する他の注意書きを省略してもよい。注意書きを省略すると決定した場合には、物質または混合物の製造者または供給者は、その注意書きが、潜在的な緊急事態も含めて、意図された予見可能な使用に対して適切でないことを示すことができなければならない。

A3.2.5.2 注意書きの結合または統合

A3.2.5.2.1 使用者の言語への翻訳を容易にするために、この節の表における注意書きは個々の文言あるいは部分的な文言に細分化されている（表A3.2.1から表A3.2.5参照）。多くの例で見られるようにGHSラベルで必要とされる文章はこれらを結合したものである。これは本附属書で加算マーク「+」用いたコードで示されている。例えば、P305+P351+P338はラベルでは「**眼に入った場合：水で数分注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。**」となる。これらの結合注意書きは本節の注意書き表の最後に記載されている。まず、個別の注意書きの翻訳が必要であり、これが結合注意書きを可能にする。

A3.2.5.2.2 個々の、結合したあるいは統合した注意書きの適用に関する柔軟性は、ラベルのスペースを節約しさらに読みやすさの改善を促進する。本節の表および附属書3、第3節のマトリクスには多くの結合された注意書きがある。しかしこれらは単なる例であり、そうすることがラベル情報を明快にわかりやすくするのであれば、表示に責任のある者はさらに文言の結合および統合をするべきである。

A3.2.5.2.3 注意書きの結合は、予防行動が同じであれば、別の種類の危険有害性に対しても有用である。例えば、P370+P372+P380+P373「**火災の場合：爆発する危険性あり。区域より避難させること。炎が爆発物に届いたら消防活動をしないこと。**」およびP210+P403「**熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。換気の良い場所で保管すること。**」があげられる。

A3.2.5.3 安全警告に影響しない文節の多様性

A3.2.5.3.1 所管官庁の要求を満足したうえで、ラベルまたは安全データシートに使われる注意書きは、それらの変化が安全情報の伝達を助けまた安全助言が弱まったり損なわれたりしないかぎり、GHSにあるそれらと多少異なってもよい。これらには綴りの変化、同義語またはその製品が供給され使用される地域において適切な他の同等の言葉を含むであろう。

A3.2.5.3.2 すべての場合において、予防行動に関する情報を伝達するためには明確で平易な言葉が必須である。さらに安全情報を明快にするために、いかなる多様性もラベルおよび安全データシートに一貫して適用されるべきである。

A3.2.5.4 医療対応に関する注意書きの適用

A3.2.5.4.1 物質または混合物が多くの健康有害性に関して分類された場合、医療対応に関連した多くの注意書きが導出されるであろう。一般に以下のような原則が適用されるべきである：

- (a) 医療対応の文言は、常に少なくとも一つのばく露経路または症状（「一の場合（時）」）と結合される。しかし「一の場合（時）」と結合していない、反復ばく露による標的臓器毒性に関するP319「気分が悪い時は、医療処置を受けること」または高圧ガス（深冷液化ガス）に関するP317「医療処置を受けること」にはこれは適用しない。直接関連した症状を記述した「一の場合（時）」（例えば、P332, P333, P337, P342）は略さずに記載されなければならない；
- (b) 同じ医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合には、ばく露経路は結合されるべきである。もし同じ対応の文言が三つ以上のばく露経路に用いられている場合には、代わりにP308「ばく露またはその懸念がある場合：」を使用してもよい。もし一つのばく露経路が何回も出てきた場合には、一回だけ記載されるべきである；
- (c) 異なる医療対応の文言が同じばく露経路で導出された場合には、P316「すぐに救急の医療処置を受けること」がP317「医療処置を受けること」よりも優先されるべきであり；またP317「医療処置を受けること」はP319「気分が悪い時は、医療処置を受けること」よりも優先されるべきである。該当する場合にはP318「ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求める」とは常に示すべきである。二つ以上の医療対応が示された場合には、明確さおよび読み易さを改善するために「さらに」または「もまた」などの追加的な文言が挿入されるべきである；
- (d) 異なる医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合には、すべての医療対応に関連する注意書きの文言が示されるべきである。

例：

1. P301 および P304 の「飲み込んだ場合：」、「吸入した場合：」および P302 「皮膚に付着した場合：」（それぞれ急性毒性経口 2、吸入 1 および皮膚腐食性）が P316 「すぐに救急の医療処置を受けること」と共に導出された場合、P301+P304+P302+P316 「飲み込んだ場合、吸入した場合または皮膚に付着した場合：すぐに救急の医療処置を受けること」とするべきである。また「飲み込んだ場合、吸入した場合または皮膚に付着した場合：」は P308 「ばく露またはその懸念がある場合：」に変えてよい。
2. P301 「飲み込んだ場合：」（誤えん有害性および急性毒性経口 4）が、それぞれ P316 「すぐに救急の医療処置を受けること」および P317 「医療処置を受けること」と共に導出された場合、P301 +P316 「飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること」とするべきである。分類がさらに P318 「ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求める」と導出する生殖細胞変異原性、発がん性または生殖毒性を含む場合、「飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。さらにはばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求める」とするべきである。
3. P304、P301、P302 および P333 の「吸入した場合：」、「飲み込んだ場合：」、「皮膚に付着した場合：」および P333 「皮膚刺激または発疹が生じた場合：」（それぞれ急性毒性吸入 2、急性毒性経口 4 および皮膚感作性）が、P316 「すぐに救急の医療処置を受けること」および P317 「医療処置を受けること」と共に導出された場合、「吸入した場合：すぐに救急の医療処置を受けること」および「飲み込んだ場合または皮膚刺激または発疹が生じた場合：医療処置を受けること」とするべきである。
4. P302 および P305 の「皮膚に付着した場合：」および「眼に入った場合：」（それぞれ急性毒性経皮 2 および眼刺激）が、P316 「すぐに救急の医療処置を受けること」、P317 「医療処置を受けること」および P319 「気分が悪い時は、医療処置を受けること」（標的臓器毒性反復ばく露）と共に導出された場合、P302+P316 「皮膚に付着した場合：すぐに救急の医療処置を受けること」、P337+P317 「眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること」および P319 「気分が悪い時は、医療処置を受けること」のすべてを示すべきである。

A3.2.5.4.2 また P330 から P336、P338、P340、P351 から P354 および P360 から P364 のような、他の関連する行動に結び付く注意書きは、略さずに適切にラベルに示すべきである。

A3.2.6 一般的注意書き

A3.2.6.1 一般的注意書きは、ヒトの健康または環境に有害と分類されるすべての物質と混合物に適用されるべきである。この目的を達成するために、2つのグループに適用される注意書きの必要性と情報源が考慮されなければならない：消費者および雇用者/労働者。

A3.2.6.2 マトリクスにおける適切な注意書きに加えて、当節の手引きも考慮すると、表 A3.2.1 にある一般的注意書きは消費者に対して適切であり、GHS ラベルにも使用されるべきである。

表 A3.2.1 一般的注意書き

コード (1)	一般的注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P101	医学的助言が必要な時には、製品容器やラベルを持つこと。	適宜		消費者製品
P102	子供の手の届かないところに置くこと。	適宜		消費者製品
P103	全ての指示をよく読み、従うこと。	適宜		消費者製品 -P203 を使用するときは省略

表 A3.2.2 安全対策注意書き

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P201	(削除)			
P202	(削除)			
P203	使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。	爆発物（2.1章） 可燃性ガス（2.2章） 生殖細胞変異原性（3.5章） 発がん性（3.6章） 生殖毒性（3.7章） 生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響（3.7章） 爆発物（2.1章） 可燃性ガス（2.2章）	1A 1A 1A, 1B, 2 1A, 1B, 2 1A, 1B, 2 追加区分	化学的に不安定なガス A 化学的に不安定なガス B 1, 1A, 1B, 2 1, 1A, 1B, 2 1, 1A, 1B, 2 1, 2A, 2B, 2C 可燃性ガス 自然発火性ガス 化学的に不安定なガス A 化学的に不安定なガス B 1B, 2 1, 2, 3
P210	熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。			1A エアゾール（2.3章） 加圧下化学品（2.3章） 引火性液体（2.6章） 可燃性固体（2.7章）

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性物質および混合物 (2.8 章)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
		自己反応性物質および混合物 (2.8 章)	A, B, C, D, E, F	タイプ 1	
		自然発火性液体 (2.9章)		1	
		自然発火性固体 (2.10章)		1	
		酸化性液体 (2.13章)		1, 2, 3	
		酸化性固体 (2.14章)		1, 2, 3	
		有機過酸化物 (2.15章)		タイプ 1	
		鈍性化爆発物 (2.17章)	A, B, C, D, E, F		
		エアゾール (2.3章)	1, 2, 3, 4		
P211	裸火または他の着火源に噴霧しないこと。	加圧下化学品 (2.3章)	1, 2		
P212	密閉状態での加熱または鈍性化剤の減少を避ける	鈍性化爆発物 (2.17章)	1, 2, 3, 4		
P220	衣類および可燃物から遠ざけること。	酸化性ガス (2.4章)	1		
		酸化性液体 (2.13章)		1, 2, 3	
		酸化性固体 (2.14章)		1, 2, 3	
P222	空気に接触させないこと。	可燃性ガス (2.2章)	1A, 自然発火性ガス	-危険有害性情報の強調が必要 と考えられる場合	
		自然発火性液体 (2.9章)	1		
		自然発火性固体 (2.10章)	1		
P223	水と接触させないこと。	水反応可燃性物質および混合物 (2. 12章)	1, 2	-危険有害性情報の強調が必要 と考えられる場合	
P230	…にて希釈しておくこと。	爆発物 (2.1章)	1, 2A, 2B, 2C	-爆発性の性質を抑制するため に、固体または液体で希釈され た、または水または他の液体で 湿らされた、懸濁された物質及 び混合物に対して ..製造者/供給者または所管官庁 が指定する適当な物質 ..製造者/供給者または所管官庁 が指定する適当な物質	
		鈍性化爆発物 (2.17章)	1, 2, 3, 4		

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P231	不活性ガス/...下で取扱い、保管すること。	自然発火性液体 (2.9 章) 自然発火性固体 (2.10 章)	1 1	…不活性ガスが適当でない場合、製造者/供給者は所管官庁が指定する適当な液体またはガス
		水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章)	1, 2, 3	一物質または混合物が空気中の湿気と速やかに反応する場合 …不活性ガスが適当でない場合、製造者/供給者は所管官庁が指定する適当な液体またはガス
P232	過気を遮断すること。	水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章)	1, 2, 3	一液体が揮発性で爆発危険性を増す可能性がある場合
P233	容器を密閉しておくこと。	引火性液体 (2.6 章)	1, 2, 3	一液体が揮発性で爆発危険性を増す可能性がある場合
		自然発火性液体 (2.9 章)	1	
		自然発火性固体 (2.10 章)	1	
		鈍性化爆発物 (2.17 章)	1, 2, 3, 4	-化学品が揮発性で有害な環境となる可能性がある場合
		急性毒性-吸入 (3.1 章)	1, 2, 3	
		特定標的臓器毒性、單回ばく露、気道刺激性 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器毒性、單回ばく露、麻酔作用 (3.8 章)	3	
P234	他の容器に移し替えないこと。	爆発物 (2.1 章)	2A, 2B, 2C	-P236 が使用されている場合には省略
		自己反応性物質および混合物 (2.8 章)	A, B, C, D, E, F	
		有機過酸化物 (2.15 章)	A, B, C, D, E, F	
		金属腐食性 (2.16 章)	1	
		引火性液体 (2.6 章)	1, 2, 3	-引火性液体区分 I オよび他の引火性液体で揮発性が高く爆発危険性を増す場合
		自己反応性物質および混合物 (2.8 章)	A, B, C, D, E, F	-P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい
		自己発熱性物質および混合物 (2.11 章)	1, 2	-P413 がラベルに示されている場合には省略してもよい
		有機過酸化物 (2.15 章)	A, B, C, D, E, F	-P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P236	元の容器のままで保存すること：輸送の構成において区分...。	爆発物 (2.1 章)	2A, 2B, 2C	-輸送のクラス 1 の区分が割り当てられた爆発物に対して適用する -單一包装で、区分 (クラス 1) を示す輸送絵表示が示されれば、省略してもよい、 -輸送の異なる区分になっている他の外部包装が使用されれば省略してもよい。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する輸送の区分
P240	容器を接地しアースを取ること。	爆発物 (2.1 章) 引火性液体 (2.6 章) 可燃性固体 (2.7 章)	1, 2A, 2B, 2C 1, 2, 3 1, 2	-爆発物が静電気に敏感である場合 -液体が揮発性であり、爆発する環境をつくる可能性があるとき -固体が静電気に敏感である場合
	自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A, B, C, D, E, F タイプ A, B, C, D, E, F		-静電気に敏感であり、爆発する環境をつくる可能性があるとき
P241	防爆型の【電気/換気/照明】...機器を使用すること。	引火性液体 (2.6 章)	1, 2, 3	-液体が揮発性であり、爆発する環境をつくる可能性があるとき -H 内の文書は、電気機器、換気装置、照明機器あるいは他の機器を特定するために、必要性がある場合に適切に使用される -国内規制により詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい、
P242	火花を発生させない工具を使用すること。	引火性液体 (2.6 章)	1, 2, 3	-粉じん雲が発生する可能性がある場合 -H 内の文書は、電気機器、換気装置、照明機器あるいは他の機器を特定するために、必要性がある場合に適切に使用される -国内規制により詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい、 -液体が揮発性で爆発危険性を増す可能性がある場合および最も少しあるエネルギーが非常に低い場合 (これは例えば二硫化炭素のように、最少引火エネルギーが 0.1mJ 未満の物質や混合物に適用される。)

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P243	静電気放電に対する措置を講ずること。	引火性液体 (2.6 章)	1, 2, 3	一液体が揮発性で爆発する環境をつくる可能性がある場合にはこの注意書き 一国内規制により詳細な規定がある場合には省略してもよい、
P244	バルブや付属品にはグリースおよび油を使用しないこと。	酸化性ガス (2.4 章)	1	
P250	粉碎衝撃摩擦/...のような取り扱いをしないこと。	爆発物 (2.1 章)	1, 2A, 2B, 2C	一爆発物が力学的に敏感である場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い、
P251	使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。	エアゾール (2.3 章)	1, 2, 3	
P260	粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。	急性毒性(吸入) (3.1 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露 (3.8 章) 特定標的臓器毒性、反復ばく露 (3.9 章)	1, 2	製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件
P261	粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。	皮膚毒性 (3.2 章) 生殖毒性、授乳に対する影影響 (3.7 章) 急性毒性(吸入) (3.1 章) 呼吸器感作性 (3.4 章) 皮膚感作性 (3.4 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性 (3.8 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用 (3.8 章)	1, 1A, 1B, 1C 追加区分 3, 4 1, 1A, 1B 1, 1A, 1B 3 3 3	一粉じんやミストを吸入しないよう明示する 一使用中に吸入されうるほこりやミストの粒子が発生する かもしけない場合 -P260がラベルに記載される場合には省略してもよい 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件
P262	眼、皮膚、衣類につけないこと。	急性毒性(経皮) (3.1 章)	1, 2	
P263	妊娠中および授乳期中は接触を避けること。	生殖毒性、授乳に対する影影響 (3.7 章) は授乳を介した影響 (3.7 章)	追加区分	

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P264	取扱後は手【および...】をよく洗うこと。	急性毒性(経口) (3.1章) 急性毒性(経皮) (3.1章) 皮膚腐食性(3.2章) 皮膚刺激性(3.2章)	1, 2, 3, 4 1, 2 1, 1A, 1B, 1C	一製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する他の部分を指定した場合には II 内の文章を用いる
		重篤な眼の損傷性(3.3章) 眼刺激性(3.3章)	2	
		生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響(3.7章)	1	追加区分
		特定標的臓器毒性、単回ばく露(3.8章)	1, 2	
		特定標的臓器毒性、反復ばく露(3.9章)	1	
P265	眼には触らないこと。	重篤な眼の損傷性(3.3章) 眼刺激性(3.3章)	1 2	2/2A, 2B
P270	この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。	急性毒性(経口) (3.1章) 急性毒性(経皮) (3.1章) 生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響(3.7章)	1, 2, 3, 4 1, 2 追加区分	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露(3.8章)	1, 2	
		特定標的臓器毒性、反復ばく露(3.9章)	1	
P271	屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。	急性毒性(吸入) (3.1章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、 気道刺激性(3.8章)	1, 2, 3, 4 3	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、 麻酔作用(3.8章)	3	
P272	汚染された作業衣は作業場から出さないこと。	皮膚感作性(3.4章)	1, 1A, 1B	
P273	環境への放出を避けること。	水生環境有害性(急性)(4.1章) 水生環境有害性(慢性)(4.1章)	1, 2, 3 1, 2, 3, 4	一必要な時は

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P280	保護手袋/保護衣/保護眼鏡/ 保護面/感覚保護具/...を着 用すること。	爆発物 (2.1章) 可燃性ガス (2.2章) 引火性液体 (2.6章) 可燃性固体 (2.7章) 自己反応性物質および混 合物 (2.8章)	1, 2A, 2B, 2C 1A, 自然発火性ガス 1, 2, 3, 4 1, 2 A, B, C, D, E, F	製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な個人用保護 具。
P282	耐寒手袋および保護面また は保護眼鏡を着用すること。			

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P283	防火服または防炎服を着用すること。	酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章)	1 1	
P284	【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。	急性毒性 (吸入) (3.1 章) 呼吸器感作性 (3.4 章)	1,2 1, 1A, 1B	- I の文言は、化学品の使用時にに関する追加的な情報が、安全な使用のために十分であろう換気のタイプを説明している場合に使用してもよい、 製造者/供給者または所管官庁が指定する器具の種類
P231 + P232	湿気を遮断し、不活性ガス [...] 下で取り扱い保管すること。	水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章)	1, 2, 3	- 物質あるいは混合物が空気中の湿度と直やかに反応する場合...もし「不活性ガス」が適当でない場合には、製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な液体またはガス
P264 + P265	取扱後は手【および...】をよく洗うこと。眼には触らないこと。	重篤な眼の損傷性 (3.3 章) 眼刺激性 (3.3 章)	1 2/2A, 2B	- 製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する他の部分を指定した場合には I 内の文章を用いる

表 A3.2.3 応急措置注意書き

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P301	飲み込んだ場合 :	急性毒性(経口) (3.1章) 皮膚腐食性 (3.2章) 誤えん有害性 (3.10章)	1, 2, 3, 4, 5 1, 1A, 1B, 1C 1, 2	
P302	皮膚に付着した場合 :	自然発火性液体 (2.9章) 自然発火性固体 (2.10章) 水反応 可燃性物質および混合物 (2.12章)	1 1 1, 2	
P303	皮膚 (または髪) に付着した場合 :	急性毒性(経皮) (3.1章) 皮膚腐食性 (3.2章) 皮膚刺激性 (3.2章) 皮膚感作性 (3.4章) 引火性液体 (2.6章)	1, 2, 3, 4, 5 1, 1A, 1B, 1C 1 1, 1A, 1B 1, 2, 3	
P304	吸入した場合 :	急性毒性(吸入) (3.1章) 皮膚腐食性 (3.2章) 呼吸器感作性 (3.4章)	1, 2, 3, 4, 5 1, 1A, 1B, 1C 1, 1A, 1B	
P305	眼に入った場合 :	特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性 (3.8章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用 (3.8章) 皮膚腐食性 (3.2章) 眼に対する重篤な損傷性 (3.3章)	3 3 1, 1A, 1B, 1C 1	
P306	衣類にかかった場合 :	酸化性液体 (2.13章) 酸化性固体 (2.14章)	2/2A, 2B 1	
P308	ばく露またはその懸念がある場合 :	特定標的臓器毒性、単回ばく露 (3.8章)	1 1, 2	
P310	(削除)			
P311	(削除)			
P312	(削除)			
P313	(削除)			
P314	(削除)			
P315	(削除)			

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P316	すべてに救急の医療処置を受けること。	急性毒性(経口)(3.1章) 急性毒性(経皮)(3.1章) 急性毒性(吸入)(3.1章) 皮膚腐食性(3.2章) 呼吸器感作性(3.4章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露(3.8章) 誤ん有害性(3.10章)	1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 1A, 1B, 1C 1, 1A, 1B 1, 2 1, 2	所管官庁または製造者/供給者は「電話」に続けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。
P317	医療処置を受けること。	高圧ガス(2.5章) 急性毒性(経口)(3.1章) 急性毒性(経皮)(3.1章) 急性毒性(吸入)(3.1章) 皮膚刺激性(3.2章) 眼に対する重篤な損傷性(3.3章) 眼刺激性(3.3章) 皮膚感作性(3.4章) 生殖細胞変異原性(3.5章) 発がん性(3.6章)	深冷液化ガス 4, 5 4, 5 4, 5 2, 3 1 2/2A, 2B 1, 1A, 1B 1, 1A, 1B, 2	
P318	ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。	生殖毒性(3.7章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性(3.8章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用(3.8章) 特定標的臓器毒性、反復ばく露(3.9章)	追加区分 3 3 1, 2	
P320	特別な処置が緊急に必要である(このラベルの...を見よ)。	急性毒性(吸入)(3.1章)	1, 2	-緊急の解毒剤の投与が必要な場合 ...補足的な応急措置の説明

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P321	特別な処置が必要である（このラベルの...を見よ）。	急性毒性（経口）（3.1章） 急性毒性（経皮）（3.1章） 急性毒性（吸入）（3.1章） 皮膚腐食性（3.2章） 皮膚刺激性（3.2章） 皮膚感作性（3.4章） 特定標的臓器毒性、単回ばく露（3.8章）	1, 2, 3 1, 2, 3, 4 3 1, 1A, 1B, 1C 2 1, 1A, 1B 1	-緊急の解毒剤の投与が必要な場合 …補足的な応急措置の説明 -緊急の洗浄剤などを推奨する場合 …補足的な応急措置の説明 -緊急の特別な処置が必要な場合 …補足的な応急措置の説明 -緊急の洗浄剤がある場合 …補足的な応急措置の説明 -緊急の処置が必要な場合 …補足的な応急措置の説明
P330	口をすすぐこと。	急性毒性（経口）（3.1章） 皮膚腐食性（3.2章）	1, 2, 3, 4 1, 1A, 1B, 1C	
P331	無理に吐かせないこと。	皮膚腐食性（3.2章） 誤えん有害性（3.10章）	1, 1A, 1B, 1C 1, 2	
P332	皮膚刺激が生じた場合：	皮膚刺激性（3.2章）	2, 3	-P333がラベルに記載されている場合には省略してもよい、
P333	皮膚刺激または発疹が生じた場合：	皮膚感作性（3.4章）	1, 1A, 1B	
P334	冷たい水に浸すこと【または湿った包帯で覆うこと】。	自然発火性液体（2.9章） 自然発火性固体（2.10章） 水反応可燃性物質および混合物（2.12章）	1 1 1, 2	-内 の文章は自然発火性液体及び固体に使用する。 -「冷たい水に浸すこと」のみ使用する。 内 の文章は使用しない、
P335	固着していない粒子を皮膚から払いのけること。	自然発火性固体（2.10章）	1	
P336	凍った部分をすぐにぬるま湯とかすこと。 受傷部はこすらないこと。	水反応可燃性物質および混合物（2.12章） 高圧ガス（2.5章） 眼刺激性（3.3章）	1, 2 深冷液化ガス 2/2A, 2B	
P337	眼の刺激が続く場合：			

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P338	コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	皮膚腐食性 (3.2 章) 眼に対する重篤な損傷性 (3.3 章) 眼刺激性 (3.3 章)	1, 1A, 1B, 1C 1 2/2A, 2B	
P340	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。	急性毒性 (吸入) (3.1 章) 皮膚腐食性 (3.2 章) 呼吸器感作性 (3.4 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性 (3.8 章)	1, 2, 3, 4 1, 1A, 1B, 1C 1, 1A, 1B 3	
P342	呼吸に関する症状が出た場合 :	特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用 (3.8 章)	3	
P351	水で数分間注意深く洗うこと。	呼吸器感作性 (3.4 章)	1, 1A, 1B	
P352	多量の水/...で洗うこと	眼刺激性 (3.3 章) 急性毒性 (経皮) (3.1 章) 皮膚刺激性 (3.2 章)	2/2A, 2B 1, 2, 3, 4 2	…製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合
P353	接触部位を水【またはシャワー】で洗うこと。	皮膚感作性 (3.4 章) 引火性液体 (2.6 章)	1, 1A, 1B 1, 2, 3	—製造者/供給者または所管官庁が特定の化学生品に対してそれが適当だとした場合には <i>II</i> 内の文章を含める
P354	すぐに水で数分間洗うこと。	皮膚腐食性 (3.2 章) 重篤な眼の損傷性 (3.3 章)	1, 1A, 1B, 1C 1	
P360	服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。	酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章)	1 1	
P361	汚染された衣類を直ちにすべて脱ぐこと。	引火性液体 (2.6 章) 急性毒性 (経皮) (3.1 章) 皮膚腐食性 (3.2 章)	1, 2, 3 1, 2, 3 1, 1A, 1B, 1C	
P362	汚染された衣類を脱ぐこと。	皮膚刺激性 (3.2 章) 皮膚感作性 (3.4 章)	4 2	
P363	汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。	皮膚腐食性 (3.2 章)	1, 1A, 1B 1, 1A, 1B, 1C	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P364	そして再使用する場合には洗濯をすること。	急性毒性（経皮）（3.1章） 皮膚刺激性（3.2章） 皮膚感作性（3.4章）	1, 2, 3, 4 2 1, 1A, 1B		
P370	火災の場合：	爆発物（2.1章） 加工下化学品（2.3章） 酸化性ガス（2.4章） 引火性液体（2.6章） 可燃性固体（2.7章） 自己反応性物質および混合物（2.8章） 自然発火性液体（2.9章） 自然発火性固体（2.10章） 水反応可燃性物質および混合物（2.12章） 酸化性液体（2.13章） 酸化性固体（2.14章） 有機過酸化物（2.15章） 鉛性化爆発物（2.17章） 酸化性液体（2.13章） 酸化性固体（2.14章） 鉛性化爆発物（2.17章） 爆発物（2.1章） 自己反応性物質および混合物（2.8章） 有機過酸化物（2.15章） 炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。	1, 2A, 2B, 2C 1, 2 1 1, 2, 3, 4 1, 2 タイプ A, B, C, D, E, F 1 1 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1 1 1 1 1 1, 2A, 2B タイプ A タイプ A 1, 2A, 2B タイプ A タイプ A		
P371	大火災の場合で大量にある場合：				
P372	爆発する危険性あり。				
P373					

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P375	爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。	爆発物 (2.1 章) 自己反応性物質および混合物 2.8 章) 酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	2C 1 1 1	タイプ B
P376	安全に対処できるならば漏洩を止めること。 漏洩ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。	鈍性化爆発物 (2.17 章) 加圧下化学品 (2.3 章) 酸化性ガス (2.4 章) 可燃性ガス (2.2 章)	1, 2, 3, 4 1, 2, 3 1 1	タイプ B
P377			1A 1B, 2	可燃性ガス 自然発火性ガス 化学的に不安定なガス A 化学的に不安定なガス B
P378	消火するために...を使用すること。	加圧下化学品 (2.3 章) 引火性液体 (2.6 章) 可燃性固体 (2.7 章) 自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 自然発火性液体 (2.9 章) 自然発火性固体 (2.10 章) 水反応可燃生物質 (2.12 章) 酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	1, 2 1, 2, 3, 4 1, 2 1, 2 1 1 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3	- 水がリスクを増大させる場合 ..製造者/供給者または所管官庁 が指定する適当な手段
P380	区域より退避させること。	爆発物 (2.1 章) 自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章) 有機過酸化物 (2.15 章) 鈍性化爆発物 (2.17 章)	1, 2A, 2B, 2C 1 1 1 1, 2, 3, 4	タイプ A, B

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P381	漏えいした場合、着火源を除去するなど。	可燃性ガス、(2.2章)	1A 可燃性ガス 自然発火性ガス 化学的に不安定なガス A 化学的に不安定なガス B	
		加圧下化学品 (2.3章)	1B, 2 1, 2	
P390	物的被害を防止するために流出したこと。	金属腐食性(2.16章) 1		
P391	漏出物を回収すること。	水生環境有害性(急性)(4.1章) 水生環境有害性(慢性)(4.1章) 1 1, 2		
P301 + P316	飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。	急性毒性(経口)(3.1章) 誤飲有害性(3.10章) 1, 2	1, 2, 3	所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に続けて、適当な救急時電話番号すなわち適な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい、
P301 + P317	飲み込んだ場合：医療処置を受けること。	急性毒性(経口)(3.1章) 4, 5		
P302 + P317	皮膚に付着した場合：医療処置を受けること。	急性毒性(経皮)(3.1章) 5		
P302 + P334	皮膚に付着した場合：冷たい氷に浸すこと。 【または湿った包帯で覆うこと】。	自然発火性液体(2.9章) 1		
P302 + P352	皮膚に付着した場合：多量の水/...で洗うこと。	急性毒性(経皮)(3.1章) 皮膚刺激性(3.2章) 皮膚感作性(3.4章) 2 1, 1A, 1B	1, 2, 3, 4, 5 2 1, 1A, 1B	…製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合
P304 + P317	吸入した場合：医療処置を受けること。	急性毒性(吸入)(3.1章) 5		

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P304 + P340	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。	急性毒性(吸入)(3.1章) 皮膚腐食性(3.2章) 呼吸器感作性(3.4章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性(3.8章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用(3.8章)	1, 2, 3, 4 1, 1A, 1B, 1C 1, 1A, 1B 3 3	
P306 + P360	衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。	酸化性液体(2.13章) 酸化性固体(2.14章)	1 1	
P308 + P316	ばく露またはその懸念がある場合：すぐにはその懸念がある場合：すぐには救急の医療処置を受けること。	特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用(3.8章)	1, 2	所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急・医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。 -P333+P317がラベル上にあるときは省略してもよい、
P332 + P317	皮膚刺激が生じた場合：医療処置を受けること。	皮膚刺激性(3.2章)	2, 3	-P333+P317がラベル上にあるときは省略してもよい、
P333 + P317	皮膚刺激または緻疹が生じた場合：医療処置を受けること。	皮膚感作性(3.4章)	1, 1A, 1B	
P336 + P317	凍つた部分をすぐにぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。医療処置を受けること。	高压ガス(2.5章)	深冷液化ガス	
P337 + P317	眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。	眼刺激性(3.3章)	2/2A, 2B	
P342 + P316	呼吸に関する症状が出た場合：すぐに対応の医療処置を受けること。	呼吸器感作性(3.4章)	1, 1 A, 1B	所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急・医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい、
P361 + P364	汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。	急性毒性(経皮)(3.1章)	1, 2, 3	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P362 + P364	汚染された衣類を脱ぎ、再使用すること。 には洗濯をすること。	急性毒性(経皮)(3.1章) 皮膚刺激性(3.2章) 皮膚感作性(3.4章)	4 2 1, 1A, 1B	
P370 + P376	火災の場合: 安全に対処できるならば漏 洩を止めること。	酸化性ガス(2.4章)	1	
P370 + P378	火災の場合: 消火するために...を使用す ること。	加工下化学品(2.3章) 引火性液体(2.6章) 可燃性固体(2.7章) 自己反応性物質および混合物(2.8章) 自然発火性液体(2.9章) 自然発火性固体(2.10章) 水反応可燃生物質および混合物(2.12 章) 酸化性液体(2.13章) 酸化性固体(2.14章) 有機過酸化物(2.15章)	1, 2 1, 2, 3, 4 1, 2 タイプC, D, E, F 1 1 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3	- 水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適 当な手段
P301 + P330 +	飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理 に吐かせないこと。	皮膚食性(3.2章)	1, 1A, 1B, 1C	
P331				
P302 + P335 +	皮膚についた場合: 固着していない粒子 を皮膚から払いのけ、冷たい氷に浸すこと と【または温った包帯で覆うこと】。	自然発火性固体(2.10章) 水反応可燃生物質および混合物(2.12 章)	1	- II 内の文章は自然発火性固体に使用する - 「冷たい氷に浸すこと」のみ使用する。II 内の文章は使用しない、
P302 + P361 +	皮膚についた場合: 直ちに汚染された衣 類をすべて脱ぐこと。すぐに水で数分間 洗うこと。	皮膚腐食性(3.2章)	1, 1A, 1B, 1C	
P303 + P361 +	皮膚(または髪)に付着した場合: 直ち に汚染された衣類をすべて脱ぐこと。接 触部位を水【またはシャワー】で洗うこ と。	引火性液体(2.6章)	1, 2, 3	- 製造者/供給者または所管官庁が特定の化 学品に對してそれが適當だとした場合には II 内 の文章を含める

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P305 + P351 +	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していって容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	眼刺激性（3.3章）	2/2A, 2B	
P338				
P305 + P354 +	眼に入った場合：すぐには水で数分間洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	皮膚腐食性（3.2章） 重篤な眼の損傷性（3.3章）	1, 1A, 1B, 1C 1	
P338				
P370 + P380 +	火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消防する。	爆発物（2.1章） 鈍性化爆発物（2.17章）	2C 1, 2, 3	
P375				
P371 + P380 +	大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。	酸化性液体（2.13章） 酸化性固体（2.14章）	1 1	
P375				
P370 + P372 + P380 +	火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避せること。炎が爆発物に届いたら消防活動をしないこと。	爆発物（2.1章） 自己反応性物質および混合物（2.8章） 有機過酸化物（2.15章）	1, 2A, 2B タイプA タイプA	
P373				
P370 + P380 + P375 [+] P378]	火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消防すること。【消火するために...】を使用すること。	自己反応性物質および混合物（2.8章） 有機過酸化物（2.15章）	タイプB タイプB	- 1 内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。 ...製造者・供給者または所管官庁が指定する適當な手段

表 A3.2.4 保管注意書き

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P401	…にしたがって保管すること。	爆発物（2.1 章）	1, 2A, 2B, 2C	…製造者/供給者または所管官庁 が特定する適用できる国際/国都 道府県/市町村の規則
P402	乾燥した場所に保管すること。	鉱物性爆発物（2.17 章）	1, 2, 3, 4	
P403	換気の良い場所で保管すること。 と。	水反応可燃生物質および混合物（2.12 章） 可燃性ガス（2.2 章）	1, 2, 3 可燃性ガス 自然発火性ガス 化学的に不安定なガス A 化学的に不安定なガス B	
		加圧下化学品（2.3 章）	1, 2, 3	1B, 2
		酸化性ガス（2.4 章）	1	
		高压ガス（2.5 章）	圧縮ガス 液化ガス 深冷液化ガス 溶解ガス	
		引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3, 4	– 引火性液体区分 I および他の引 火性液体で揮発性が高く爆発す る可能性があるとき
		自己反応性生物質および混合物（2.8 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	– 温度が管理されいる自己反 応性生物質および混合物または有 機過酸化物は、濃縮およびそれに 伴う凍結が起きるので、除外する – 化学品が揮発性で有害な環境 をつくりだす場合
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	
		急性毒性（吸入）（3.1 章）	1, 2, 3	
		特定標的臓器毒性、單回ばく露、氣道 刺激性（3.8 章）	3	
		特定標的臓器毒性、單回ばく露、麻酔 作用（3.8 章）	3	
P404	密閉容器に保管すること。	水反応可燃生物質および混合物（2.12 章）	1, 2, 3	

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P405	施錠して保管すること。 ...容器に保管すること。	急性毒性 (経口) (3.1 章) 急性毒性 (経皮) (3.1 章) 急性毒性 (吸入) (3.1 章) 皮膚腐食性 (3.2 章) 生殖細胞変異原性 (3.5 章) 発がん性 (3.6 章) 生殖毒性 (3.7 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、(3.8 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性 (3.8 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用 (3.8 章) 誤えん有毒性 (3.10 章)	1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 1A, 1B, 1C 1, 1A, 1B, 2 1, 1A, 1B, 2 1, 1A, 1B, 2 1, 2	
P406	耐腐食性耐腐食性内張りのある ...容器に保管すること。	金属腐食性 (2.16 章)	1	-P234 がラベルに記載されている 場合には省略してもよい ...製造者/供給者または所管官庁が 指定する他の互換性がある材料
P407	積荷またはペレット間にすきま をあけること。	自己発熱性生物質および混合物 (2.11 章)	1, 2	

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性タラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P410	日光から遮断すること。	エアゾール (2.3 章) 加圧下化学品 (2.3 章)	1, 2, 3 1, 2, 3	- 加圧下化学品が UN モデル規則の包装指示 P200 または P206 にしたがつて輸送用シリンドラーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が(遅い) 分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る
	高压ガス (2.5 章)	圧縮ガス 液化ガス 溶解ガス		- ガスが UN モデル規則の包装指示 P200 にしたがつて輸送用ガスシリンドラーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらのがスが(遅い) 分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る
P411	...°C 以下の温度で保管すること。	自己発熱性物質および混合物 (2.11 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	1, 2	タイプ A, B, C, D, E, F タイプ A, B, C, D, E, F
P412	50°C 以上の温度にばく露しないこと。	エアゾール (2.3 章)	1, 2, 3	- 温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度
P413	...kg 以上の大量品は、...°C 以下の温度で保管すること。	自己発熱性物質および混合物 (2.11 章)	1, 2	製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な計測器を用いた量と温度

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P420	隔離して保管すること。	自己反応性物質および混合物（2.8章） 自己発熱性物質および混合物（2.11章） 酸化性液体（2.13章） 酸化性固体（2.14章） 有機過酸化物（2.15章）	タイプA A, B, C, D, E, F 1,2 1 1 1	タイプA A, B, C, D, E, F
P402 + P404	乾燥した場所または密閉容器に保管すること。	水反応可燃性物質および混合物（2.12章）	1, 2, 3	
P403 + P233	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。	急性毒性（吸入）（3.1章） 特定標的臓器毒性、單回ばく露、気道刺激性（3.8章） 特定標的臓器毒性、單回ばく露、麻醉作用（3.8章）	1, 2, 3 3 3	- 化学品が揮発性で有害な環境を作る可能性があるとき
P403 + P235	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。	引火性液体（2.6章）	1, 2, 3	- 引火性液体区分1および揮発性があり爆発する環境を作る可能性のある液体
P410 + P403	日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。	加圧下化学品（2.3章）	1, 2, 3	- P410は、加圧下化学品がUNモデル規則の包装指示P200またはP206にしだがつていて輸送用シリンドラーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る
P410 + P412	高压ガス（2.5章）	高压ガス 液化ガス 溶解ガス	1, 2, 3	- P410は、ガスがUNモデル規則の包装指示P200にしたがつて輸送用ガスシリンドラーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらのガスが（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる

表 A3.2.5 廃棄注意書き

コード (1)	廃棄注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P501	内容物/容器を...に廃棄すること。	引火性液体 (2.6 章) 自己反応性物質および混合物 (2.8 章) 水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章) 酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章) 有機過酸化物 (2.15 章) 鈍性化爆発物 (2.17 章) 急性毒性 (経口) (3.1 章) 急性毒性 (経皮) (3.1 章) 急性毒性 (吸入) (3.1 章) 皮膚腐食性 (3.2 章) 呼吸器感作性 (3.4 章) 皮膚感作性 (3.4 章) 生殖細胞変異原性 (3.5 章) 発がん性 (3.6 章) 生殖毒性 (3.7 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、(3.8 章) 特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性 (3.8 章) 特定標的臓器有害性、単回ばく露、麻酔作用 (3.8 章) 特定標的臓器毒性、反復ばく露、(3.9 章) 誤えん有害性 (3.10 章) 水生環境有害性 (急性) (4.1 章) 水生環境有害性 (慢性) (4.1 章)	1, 2, 3, 4 タイプ A, B, C, D, E, F 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 タイプ A, B, C, D, E, F 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3 1, 1A, 1B, 1C 1, 1A, 1B 1, 1A, 1B 1, 1A, 1B, 2 1, 1A, 1B, 2 1, 1A, 1B, 2 1, 2 3 3 1, 2 1, 2 1, 2, 3 1, 2, 3, 4	...国際/国/都道府県/市町村 の規則 (明示する) に従つて 製造者/供給者または所管官 庁が指定する内容物、容器ま たはその両者に適用する廃 棄物要件

コード (1)	廃棄注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P502	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせる。	オゾン層への有害性（4.2 章）	1	
P503	廃棄/回収/リサイクルに関する情報について製造者/供給者...に問い合わせる。	爆発物（2.1 章）	1, 2A, 2B, 2C	…製造者/供給者または所管官庁が特定する適用可能な国際/国/都道府県/市町村の規則に従った適当な情報源

附属書 3

第 3 節

危険有害性クラス/区分にしたがった注意書きのマトリクス

A3.3.1 序文

A3.3.1.1 当節では、GHS の各危険有害性クラスおよび危険有害性区分に対して推奨される注意書きを、特定の危険有害性クラスまたは区分を持たない一般的な注意書きを除いて、注意書きのタイプ（A3.2.1.2 および A3.2.2.1 参照）によってマトリクスに配列した。マトリクスは適切な注意書きの選択を示し、予防行動のすべての種類の要素を含んでいる。特定の危険有害性クラスに関係するすべての特異的な項目が使用されなければならない。加えて、ある危険有害性または区分に関係していない一般的な注意書きも、適切な場合には（A3.2.6 参照）、使用されなければならない。

A3.3.1.2 マトリクスを構成している表には注意書きの核心部分を太字で示す。特別の指示がない限りこの文言がラベルに記載される。しかしながら、すべての場合にまったく同一の言葉の組合せを強制することは不要である。

A3.3.1.3 多くの場合推奨される注意書きは独立している。例えば、爆発危険性の警句は健康有害性に関するものを制限しない、また危険性と有害性の両方に分類されるものは、どちらに対しても注意書きを持つべきである。

爆発物
(第 2.1 章)

危険有害性区分
1
シンボル
爆弾の爆発



注意喚起語
危険

危険有害性情報
H209 爆発物
H210 非常に敏感
H211 敏感である可能性

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。 P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P370+P372+P380+P373 火災の場合：機器する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消防活動をしないこと。 P230 ...にて希釈しておくこと。 -爆発性の性質を抑制するために、固体または液体で希釈された、又は水または他の液体で湿らされた、懸濁された物質及び混合物に対して ...製造者供給者または所管官庁が指定する適当な物質	P401 ...にしたがって保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が特定する...適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P503 廃棄/回収リサイクルに関する情報について -製造者/供給者/...に問い合わせせる。 ...製造者/供給者または所管官庁が特定する...適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則
P240 容器を接地してアースを取ること P250 粉砕衝撃/摩擦...のような取り扱いをしないこと。 -爆発物が静電気的に敏感である場合	P240 容器を接地してアースを取ること P250 粉砕衝撃/摩擦...のような取り扱いをしないこと。 -爆発物が静電気的に敏感である場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する粗暴な取扱い、		
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覺保護具...を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

爆発物 危険有害性区分 2A	シンボル 爆弾の爆発
2B	爆弾の爆発

爆発物
危険有害性情報
H209 爆発物
H204 火災または飛散危険性



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。 P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P230 ...にて希釈しておくこと。 -爆器性の性質を抑制するために、固体または液体で希釈された、又は水または他の液体で湿らされた、懸濁された物質及び混合物に対して ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な物質 P234 他の容器に移し替えないこと。 -P236が使用されている場合は省略	P370+P372+P380+P373 火災の場合：爆発する危険性あり。 区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消防活動をしないこと。 P401 ...にしたがって保管すること。 ..製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P503 廃棄回取りサイクルに関する情報について製造者/供給者/...に問い合わせる。 ...製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	(次へ→ ジャニ続く)

危険有害性区分	シンボル 爆弾の爆発 爆弾の爆発	(第 2.1 章) (続き) 危険有害性情報 注意喚起語 危険 警告
2A		H209 爆発物 H204 火災または飛散危険性

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P240 答器を接地しアースを取ること。 -爆発物が静電気的に敏感である場合			
P250 粉碎/衝撃/摩擦...のような取り扱いをしないこと。 -爆発物が力学的に敏感である場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い、			
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覺保護具...を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

爆発物
(第 2.1 章)

危険有害性区分
2C

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H204 火災または飛散危険性

シンボル
感嘆符

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、櫛火および他の着火原から遠ざけること。禁煙。 P230 ...にて温らせておくこと。 ...爆発性を減少させるには抑制するために銑感剤を含む銑性化剤で温らせ、希釈、溶解 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質	P370+P380+P375 火災の場合：区域より退避させ、機器の危険性があるため、離れた距離から消火すること。 P234 他の容器に移し替えないこと。 -P236が使用されている場合には省略	P401 ...にしたがって保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/ 府県市町村の規則	P503 廃棄回収リサイクルに関する情報について製造者/供給者/...に問い合わせる。 ...製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/ 市町村の規則
P236 元の容器のままで保存すること：輸送の構成において区分... -輸送のクラス I の区分が割り当てられた爆発物に対して適用する -単一包装で、区分（クラス I）を示す輸送表示が示されていれば、省略してもよい、 -輸送の異なる区分になつて他の外部包装が使用されなければ省略してもよい。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する輸送の区分			(次ページに続く)

爆発物
(第 2.1 章) (続き)

危険有害性区分
2C

シンボル
感嘆符
!

危険有害性情報
注意喚起語
警告
H204 火災または飛散危険性

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P240 答器を接触しアースを取ること。 -爆発物が静電気的に敏感である場合			
P250 粉碎衝撃/摩擦!...のような取り扱いをしないこと。 -爆発物が力学的に敏感である場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い、			
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/保護具...を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

可燃性ガス
(第2.2章)

危険有害性区分
1A
1B
2
シンボル
炎
炎
なし



危険有害性情報
注意喚起語
危険
危険
警告
H220 極めて可燃性の高いガス
H221 可燃性ガス
H221 可燃性ガス

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P377 漏洩ガス火災の場合：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 P381 漏えいした場合、着火源を除去すること。	P403 水素の良い場所で保管すること。	

可燃性ガス
(第 2.2 章)
(自然発火性ガス)



シンボル
炎

危険有害性区分
IA、自然発火性ガス

危険有害性情報
H220 極めて可燃性の高いガス
H232 空気に触れると自然発火のおそれ。

安全対策		注意書き	
	応急措置		保管
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P377 漏洩ガス火災の場合：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。	P403 換気の良い場所で保管すること。	廃棄
P222 空気に接触させないこと。 - 亜歯有害性情報の強調が必要と考えられる場合	P381 漏えいした場合、着火源を除去すること。		
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

注記：この表は、可燃性および自然発火性ガスに関する注書きのみ示している。化学的不安定性に基づいて割り当てられた他の注書きについては、化学的に不安定なガスの A および B に関する表を参照のこと。

可燃性ガス
(第 2.2 章)
(化学的に不安定なガス)

危険有害性区分
IA、化学的に不安定なガス A



シンボル
炎

IA、化学的に不安定なガス B



炎

危険有害性情報

H220 極めて可燃性の高いガス

H230 空気が無くても爆発的に反応するおそれ

H220 極めて可燃性の高いガス
H231 圧力およびまたは温度が上昇した場合、空気が無くとも爆発的に反応するおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。 P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P377 漏洩ガス火災の場合：漏洩ガスが安全に停止されない限り消ししないこと。 P381 漏えいした場合、着火源を除去すること。	P403 漂氣の良い場所で保管すること。	

注記：この表は、可燃性および化学的に不安定なガスに関する注意書きのみ示している。自然発火性に基づいて割り当てられた他の注意書きについては、自然発火性ガスに関する表を参照のこと。

エアゾール
(第 2.3 章、2.3.1)

危険有害性区分
1 シンボル
炎
2 炎



注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高圧容器：熱すると破裂のおそれ
H223 可燃性エアゾール
H229 高圧容器：熱すると破裂のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P410 + P412 日光から遮断し、50 °C 以上の温度にはく離しないこと。 製造者・供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる		
P211 爆発または他の着火源に曝露しないこと。	P251 使用後も含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。		

エアゾール
(第 2.3 章、2.3.1)

危険有害性区分
3
シンボル
なし

危険有害性情報
注意喚起語
警告
H229 高圧容器：熱すると破裂のおそれ

安全対策		応急措置		注意書き	
				保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、機械および他の着火源から遠ざけること。禁煙。				P410 + P412 日光から遮断し、50 °C以上の温度にばく露しないこと。 製造者供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる	
P251 使用後も含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。					

加圧下化学品
(第2.3章、2.3.2)

危険有害性区分

1 烈
およびガスボンベ
炎
およびガスボンベ



注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報
極めて可燃性の高い加圧下化学品：
H282 熱すると爆発のおそれ
可燃性の加圧下化学品：
H283 熱すると爆発のおそれ

危険有害性情報
極めて可燃性の高い加圧下化学品：
H282 熱すると爆発のおそれ
可燃性の加圧下化学品：
H283 熱すると爆発のおそれ

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 热、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P211 裸火または他の着火源に曝露しないこと。	P381 漏洩した場合、着火源を除去すること。 P376 安全に対処できるなら漏洩を止めること。 P370+P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段	P410 + P403 日光から遮断し、喚起の良い場所で保管するこ と。 P410は、加圧下化学品がUNモデル規則の包装指示P200またはP206にしたがつている運送用シリンダーに充填されている場合は削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が(遅い)分解や高分子化を超こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る。	

加圧下化学品
(第 2.3 章、2.3.2)

危険有害性区分
3
シンボル
ガスボンベ

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H284 加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P376 安全に対処できるなら漏洩を止めること。	P410 + P403 日光から遮断し、喚起の良い場所で保管するこ と。 P410は、加圧下化学品がUNモデル規則の包装指示P200またはP206にしたがつて運送用シリンドラーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が(運い)分解や高分子化を超こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る。	

酸化性ガス
(第2.4章)

危険有害性区分
1



シンボル
円状の炎

危険有害性情報
H270 発火または火災助長のおそれ；酸化性物質

注意喚起語
危険

		注意書き	
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P220 衣類および可燃物から遠ざけること。 P244 ベルブや付属品にはグリースおよび油を使用しないこと。	P370 + P376 火災の場合：安全に対処できるならば漏洩を止めること。	P403 換気の良い場所で保管すること。	

高压ガス
(第 2.5 章)

危険有害性区分
圧縮ガス
液化ガス
溶解ガス

シンボル
ガスボンベ
ガスボンベ
ガスボンベ



注意喚起語
警告
警告
警告
警告

H280 高圧ガス；熱すると爆発のおそれ
H280 高圧ガス；熱すると爆発のおそれ
H280 高圧ガス；熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
		<p>P410 + P403 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。</p> <p>P410はガスがUNモデル規則の包装指示P200にしたがつている運送用ガスシリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらのガスが(遅い)分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る</p>	

高圧ガス
(第 2.5 章)

危険有害性区分
深冷液化ガス



危険有害性情報
H281 深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ
注意喚起語
警告

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P282 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。	P336+P317 凍った部分をすぐにぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。医療処置を受けること。	P403 換気の良い場所で保管すること。	

引火性液体
(第 2.6 章)

危険有害性区分

1	炎 炎 炎	シンボル
2		
3		

注意喚起語

危険	H224 極めて引火性の高い液体および蒸気
危険	H225 引火性の高い液体および蒸気
警告	H226 引火性液体および蒸気

危険有害性情報

--	--

H224 極めて引火性の高い液体および蒸気
H225 引火性の高い液体および蒸気
H226 引火性液体および蒸気

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P233 答器を密閉しておくこと。 -液体が揮発性で爆発する環境を作る可能性があるとき P240 答器を接地しアースを取ること。 -液体が揮発性で爆発する環境を作る可能性があるとき P241 防爆型の【電気換気/照明!】機器を使用すること。 -液体が揮発性で爆発する環境があるとき -II 内の文章は、電気機器、換気装置、照明機器あるいは他の機器を特定するために、必要性がある場合に適切に使用される -国内規制により詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい P242 火花を発生させない工具を使用すること。 -液体が揮発性で爆発する環境を作る可能性があるときおよび最少引火エネルギーが非常に低い場合（これは例えば二硫化炭素のように、最少引火エネルギーが $0.1mJ$ 未満の物質や混合物に適用される。） P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 -液体が揮発性で爆発する環境を作る可能性があるとき -国内規制により詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具/...を着用すること。	P303 + P361 + P353 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。接触部位を流水【またはシャワー】で洗うこと。 -製造者/供給者または所管官庁が特定の化学品に対してそれが適切だとした場合には II 内の文章を含める P370 + P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段 P370 + P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 + P235 液体の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 -引火性液体区分 I および揮発性があり燃焼する環境をつくる可能性がある他の液体 II 内の文章を含める	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連道路規範/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

引火性液体
(第 2.6 章)

危険有害性区分
4

シンボル
なし

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H227 可燃性液体

危険有害性区分		危険有害性情報		注意書き	
安全対策	応急措置	保管	廃棄		
P210 熱、高温のもの、火花、熱いおよび他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 一水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 機器の良い場所で保管すること。 -引火性液体区分 I および他の引火性液体で揮発性が高く爆発する環境をつくる可能性があるとき	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件		

可燃性固体
(第 2.7 章)

危険有害性区分
1 炎炎
2



注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
H228 可燃性固体
H228 可燃性固体

安全対策	応急措置	注意書き
P210 熱、高温のもの、火花、煙火および他の着火原から遠ざけること。一禁煙。 P240 答器を接地しアースを取ること。 - 固体が静電気的に敏感である場合	P370 + P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 - 水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。	保管 廃棄
P241 防爆型の【電気機器/照明】機器を使用すること。 - 粉じん雲が発生する可能性のある場合 - II 内の文書は、電気機器、換気装置、照明機器あるいは他の機器を特定するために、必要性がある場合に適切に使用される - 国内規制により詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい、 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具... を着用すること。 - 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類		

自己反応性物質および化学品
(第 2.8 章)



シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
タイプ A

危険有害性情報
H240 熱すると爆発のおそれ

注意喚起語
危険

安全対策	応急措置	保管	廃棄	注意書き
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。 P235 涼しいところに置くこと。 - P411がラベルに示されている場合には省略してもよい。	P370 + P372 + P380 + P373 火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消防活動をしないこと。	P403 換気の良い場所で保管すること。 - 温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連が制定する規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	P411 ...℃以下の温度で保管すること。 - 温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または2.15.2.3により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合は ...製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度

自己反応性物質および化学品
(第 2.8 章)

危険有害性区分
タイプ B
シンボル
爆弾の爆発
および炎



注意喚起語
危険

危険有害性情報
H241 熱すると火災または爆発のおそれ

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火原から遠ざされること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。 P235 涼しいところに置くこと。 P240 答器を接地しアースを取ること。	P370 + P380 + P375 [+P378] 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。 【消火するため】...を使用すること。 - <i>I</i> 内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。 ...製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 換気の良い場所で保管すること。 - 温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する。 P411 ...℃以下の温度で保管すること。 - 温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合は... ...製造者・供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づて 製造者・供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火原から遠ざされること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。 P235 涼しいところに置くこと。 P240 答器を接地しアースを取ること。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。	- P375 [+P378] 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。 【消火するため】...を使用すること。 - <i>I</i> 内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。 ...製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 換気の良い場所で保管すること。 - 温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する。 P411 ...℃以下の温度で保管すること。 - 温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合は... ...製造者・供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づて 製造者・供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火原から遠ざされること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。 P235 涼しいところに置くこと。 P240 答器を接地しアースを取ること。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。	- P375 [+P378] 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。 【消火するため】...を使用すること。 - <i>I</i> 内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。 ...製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 換気の良い場所で保管すること。 - 温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する。 P411 ...℃以下の温度で保管すること。 - 温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合は... ...製造者・供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づて 製造者・供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

自己反応性物質および化学品
(第 2.8 章)

危険有害性区分
タイプ C
タイプ D
タイプ E
タイプ F
シンボル
炎
炎
炎
炎
炎
炎



注意喚起語
危険
危険
警告
警告
H242
熱すると火災のおそれ
H242
熱すると火災のおそれ
H242
熱すると火災のおそれ
H242
熱すると火災のおそれ

安全対策		注意書き	
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。	P370 + P378 火災の場合：消火するためるために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 換気の良い場所で保管すること。 -温度管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する	P501 内容物容器を...に搬入すること。 ...国際国連道路規則(UN)の規則(明示する)に基づいて製造者・供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P235 涼しいところに置くこと。 -P411がラベルに示されている場合には省略してもよい。	P411 ...℃以下の温度で保管すること。 -温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合は ...製造者・供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度	P420 隔離して保管すること。	
P240 答器を接地しアースを取ること。 -静電気的に敏感で、爆発危険性を増す可能性がある場合	P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。 -製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類		

自然発火性液体
(第 2.9 章)

危険有害性区分
1



シンボル
炎

危険
H250 空気に触れると自然発火

危険有害性情報

P302 + P334

皮膚に付着した場合：冷たい水に浸すこと【または湿った包帯で覆うこと】。

P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。

P222 空気に接触させないこと。
- 危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合

P231 不活性ガス/...下で取扱い、保管すること。
...「不活性ガス」が適当でない場合、製造者/供給者は所管官庁が指定する適当な液体またはガス

P233 筒器を密閉しておくこと。

P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...
を着用すること。

製造者/供給者はまたは所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類

安全対策	応急措置	保管	廃棄
注書き			
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P302 + P334 皮膚に付着した場合：冷たい水に浸すこと【または湿った包帯で覆うこと】。		
P222 空気に接触させないこと。 - 危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合	P370 + P378 火災の場合：消火するためには...を使用すること。 - 水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者はまたは所管官庁が指定する適切な手段。		
P231 不活性ガス/...下で取扱い、保管すること。 ...「不活性ガス」が適当でない場合、製造者/供給者は所管官庁が指定する適当な液体またはガス			
P233 筒器を密閉しておくこと。			
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具... を着用すること。			
製造者/供給者はまたは所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

危険有害性区分
1



シンボル
炎

自然発火性固体
(第 2.10 章)

危険有害性情報
H250 空気に触れると自然発火

注意喚起語
危険

安全対策	応急措置	注意書き	注書き
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P302+P335+P334 皮膚についた場合：固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すことまたは温めた包帯で覆うこと。	P370 + P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	
P222 空気と接触させないこと。 -危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合	P231 不活性ガス/...下で取扱い、保管すること。 ...「不活性ガス」が適当でない場合、製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な液体またはガス	P233 容器を密閉しておくこと。	P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類

自己発熱性物質および化学品
(第 2.11 章)

危険有害性区分 1	シンボル 炎 炎	注意喚起語 危険 警告	危険有害性情報 H251 自己発熱；発火のおそれ H252 大量の場合自己発熱；火災のおそれ
2			

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P235 涼しい所に置くこと。 -P413がラベルに示されている場合には省略してもよい。		P407 衝撃またはパレット間にすきまを開けること。 P410 日光から遮断すること。	
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P413 ...kg以上の大量品は、... °C以下の温度で保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な計測器を用いた量と温度 P420 隔離して保管すること。		

水反応可燃性物質および化学品
(第 2.12 章)

危険有害性区分 1	シンボル 炎	注意喚起語 危険
2	炎	危険

危険有害性情報 H260 水に触れると自然発火するおそれのある可燃性ガスを発生	危険
H261 水に触れるとき燃性ガスを発生	危険

安全対策		注意書き		
応急措置	保管	廃棄		
P223 水と接触させないこと。 一危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合	P302+P335+P334: 皮膚についた場合：固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと。 P231+P232 温氣を遮断し、不活性ガス!...下で取り扱い保管すること。 一物質あるいは混合物が空気中の水分と速やかに反応する場合 ...もし「不活性ガス」が適切でない場合は、製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P402 + P404 乾燥した場所または密閉容器に保管すること。 P370 + P378 火災の場合：消防するためには...を使用すること。 一水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県(市町村)の規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/應急保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類				

危険有害性区分
3
シンボル
炎



危険有害性情報
H261 水に触れると可燃性ガスを発生

注意喚起語
警告

安全対策	応急措置	保管	廃棄	注意書き
P231+P232 P370 + P378	P402 + P404 火災の場合：消火するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 -製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段 -物質あるいは混合物が空気中の水分と速やかに反応する場合 ...もし「不活性ガス」が適切でない場合には、製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な液体又はガス	P402 + P404 乾燥した場所または密閉された容器中で保管すること。 -製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	
P2280	保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

酸化性液体
(第 2.13 章)

危険有害性区分
1



シンボル
円上の炎

危険有害性情報
H271 火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
注意喚起語
危険

安全対策		応急措置		注意書き	
			保管		廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P306 + P360 衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。	P220 衣類および可燃物から遠ざけること。	P371 + P380 + P375 大火の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。	P420 隔離して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/應急保護具... を着用すること。	製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 火災の場合：消防するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P283 防火服または防炎服を着用すること。		

酸化性液体
(第2.13章)

危険有害性区分
2
3
シンボル
円上の炎
円上の炎
危険
警告



熱、高温のもの、火花、煙、および他の着火源
から遠ざけること。禁煙。

P210
P220
P280

熱、高溫のもの、火花、煙、および他の着火源
から遠ざけること。禁煙。

衣類および可燃物から遠ざけること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聽覚保護具...
を着用すること。

製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な
個人用保護具の種類

危険有害性情報

H272 火災助長のおそれ；酸化性物質
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質

注意喚起語
危険
警告

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 P370 + P378 火災の場合：消火するために...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P370 火災の場合は...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連/道府県/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	

酸化性固体
(第2.14章)

危険有害性区分
1



シンボル
円上の炎

危険有害性情報
H271 火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意喚起語
危険

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P306 + P360 衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。	P420 隔離して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P220 衣類および可燃物から遠ざけること。	P371 + P380 + P375 大火の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。	P370 + P378 火災の場合：消防するためには...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/應急保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P283 防火服または防炎服を着用すること。		

酸化性固体
(第2.14章)



シンボル
円上の炎
円上の炎

危険有害性区分
2
3

危険有害性情報
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質

注意喚起語
危険
警告

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、煙火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P220 衣類および可燃物から遠ざけること。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聽覚保護具...を着用すること。	P370 + P378 火災の場合：消火するためには...を使用すること。 ...水がリスクを増大させる場合 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連/都道府県/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	

有機過酸化物
(第2.15章)

危険有害性区分
タイプ A



シンボル
爆弾の爆発

危険有害性情報
H240 熱すると爆発のおそれ

安全対策	応急措置	保管	廃棄	注意書き
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。	P370+P372+P380+P373 火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消防活動をしないこと。	P403 换気の良い場所で保管すること。 - 温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する。 P410 日光から遮断すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連が制定する規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	
P235 寒いところに置くこと。 - P411がラベルに示されている場合には省略してもよい。	P411 ... ℃以下の温度で保管すること。 - 温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または2.15.2.3により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合 ... 製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度	P240 答器を接地しアースを取ること。 - 静電気的不感度で、爆発する環境をつくる可能性があるとき	P420 隔離して保管すること。	P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類

有機過酸化物
(第 2.15 章)



注意喚起語
危険

シンボル
爆弾の爆発
および炎

危険有害性区分
タイプ B

危険有害性情報
H411 熱すると火災または爆発のおそれ

安全対策		応急措置	保管	廃棄
注意書き				
P210 P234 P235 P240 P280	P370 + P380 + P375 [+P378] 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。 【消火するために…を適用すること。】 - 1L 内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。 …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段 涼しいところに置くこと。 - P411がラベルに示されている場合には省略してもよい。 容器を接地しアースを取ること。 - 静電気的に敏感で、爆発する環境をつくる可能性があるとき 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具… を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P403 P410 P411 P420	P403 P410 P411 P420	P501 …内容物/容器を…に廃棄すること。 …国際規制/道府県/市町村の規則（明示する）に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

有機過酸化物
(第2.15章)

危険有害性区分
タイプ C
タイプ D
タイプ E
タイプ F

シンボル
炎 炎 炎 炎



注意喚起語
危険
危険
警告
警告

危険有害性情報
H242
熱すると火災のおそれ
H242
熱すると火災のおそれ
H242
熱すると火災のおそれ
H242
熱すると火災のおそれ

安全対策		注意書き
応急措置	保管	廃棄
P210 熱、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 P234 他の容器に移し替えないこと。	P370+P378 火災の場合：消火するためには...を使用すること。 -水がリスクを増大させる場合 ...製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 換気の良い場所で保管すること。 -温度が管理されている自己反応性生物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する
P235 涼しいところに置くこと。 -P411がラベルに示されている場合には省略してもよい。	P410 日光から遮断すること。	P411 ...℃以下の温度で保管すること。 -温度管理が必要な場合 (GHS2.8.2.3 または2.15.2.3により) あるいは他の方法が必要と考えられる場合 ...製造者・供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度
P240 答器を接地しアースを取ること。 -静電気的に敏感で、爆発する環境をつくる可能性があるとき	P420 隔離して保管すること。	P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。 製造者・供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類

金属腐食性
(第 2.16 章)

危険有害性区分
1
シンボル
腐食性



注意喚起語
警告

危険有害性情報
H290 金属腐食のおそれ

安全対策		応急措置		注意書き	
P234 他の容器に移し替えないこと。		P390 物的被害を防止するためにも流出したものを受け取ること。		P406 耐腐食性内張りのある...容器に保管すること。 -P234 がラベルにある場合省略してもよい。 ..製造者供給者または所管官庁が指定する他の互換性がある材料	保管 廃棄

**銑性化爆発物
(第 2.17 章)**

危険有害性区分	シンボル	注意喚起語
1 炎		危険
2 炎		危険
3 炎		警告

危険有害性情報

- H206 火災、爆風または飛散危険性；銑性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加
- H207 火災または飛散危険性；銑性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加
- H207 火災または飛散危険性；銑性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加

安全対策	応急措置	注意書き
P210 热、高温のもの、火花、燐火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。	P370+P380+P375 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。	P401 ...にしたがって保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則
P212 緒閉状態での加熱または銑性化剤の減少を避けろ	P230 ...にて希釈しておくこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質	P501 内容物/容器を...に磨耗すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P233 答器を密閉しておくこと。	P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/施設保護具... を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	



注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 P212 P230	P371+P380+P375 大火の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。 ...にて希釈しておくこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質	P401 ...にしたがって保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が規則(明示する)に従つて ...国際(国/都道府県/市町村)の規則(明示する)に ...に廃棄すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する内容 物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国/都道府県/市町村)の規則(明示する)に ...に廃棄すること。
P280	保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具... ...を着用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類		

急性毒性（経口）
(第 3.1 章)

危険有害性区分
1
2
3



危険有害性情報
注意喚起語
危険
危険
危険
H300 飲み込むと生命に危険
H300 飲み込むと生命に危険
H301 飲み込むと有毒

安全対策		応急措置	保管	廃棄
注意書き				
P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 -製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する他の部分を指定した場合には「刀」内の文章を用いる	P301 + P316 飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統一された救急時電話番号すなわち適当な緊急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。	P405 P321 特別な処置が必要である。（このラベルの...を参照） -緊急の解毒剤の投与が必要な場合 ...補足的な応急措置の説明	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際(国)都道府県/市町村の規則（明示する）に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	P330 口をすすぐこと
D270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。				

急性毒性（経口）
(第3.1章)

危険有害性区分
4
シンボル
感嘆符
!

危険有害性情報
H302 飲み込むと有害
注意喚起語
警告

安全対策		応急措置		保管		廃棄					
注意書き											
注記											
P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 —製造者供給者または所管官庁が、取扱後に洗淨する他の部分を指定した場合にはII内の文章を用いる。	P301 + P317 飲み込んだ場合：医療処置を受けること。 P330 口をすぐごと。	P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。			P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際国都道府県市町村の規則（明示する）に基づいて 製造者供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件						

急性毒性（経口）
(第 3.1 章)

危険有害性区分
5

シンボル
なし

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H303 飲み込むと有害のおそれ

安全対策		応急措置		保管		廃棄	
P301 + P317 飲み込んだ場合：医療処置を受けること。							

急性毒性（経皮）
(第 3.1 章)

危険有害性区分
1
2
シンボル
どくろ
どくろ
どくろ

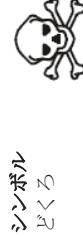
注意喚起語
危険
危険

危険有害性情報
H310 皮膚に接触すると生命に危険
H310 皮膚に接触すると生命に危険

安全対策		応急措置	保管	廃棄
注意書き				
P262 眼、皮膚、または衣類に付けないこと。 P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 —製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する他の部分を指定した場合には【】内の文章を用いる。	P302 + P352 皮膚に付着した場合：多量の水 [...]で洗うこと。 ... P316 すぐ [...]に急救の医療処置を受けること。 —所管官庁または製造者/供給者は、「電話」 [...]に続けて [...]適当な [...]緊急時電話番号 [...]すなわち適當な [...]緊急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センター [...]または医師などを追加してもよい。	P405 施設して保管すること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連道路規範/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。 P280 保護手袋/保護衣を着用すること。 —製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を規定してもよい。	P321 特別な処置が必要である（このラベルの...を参照）。 —緊急の洗浄剤などを推奨する場合 ...補足的な応急措置の説明	P361+ P364 汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。		

急性毒性（経皮）
(第 3.1 章)

危険有害性区分
3



シンボル
どうろ

危険
H311 皮膚に接触すると有毒

危険有害性情報

注意喚起語
危険

安全対策	応急措置	注意書き
P280 保護手袋/保護衣を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指定してもよい。	P302 + P352 皮膚に付着した場合：多量の水...で洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合 P316 すぐに救急の医療処置を受けること。 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統けて、適当な救急時電話番号、すなわち適当な緊時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。	P405 施設して保管すること。 P501 内容物/容器を...に磨耗すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づいて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P321 特別な処置が必要である（このラベルの...を参照）。 一緊急の洗浄剤などを推薦する場合 ...補足的な応急措置の説明	P361+ P364 汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。	



安全対策		注意書き	
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P280 保護手袋/保護衣を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指定してもよい。 P302 + P352 皮膚に付着した場合：多量の水...で洗うこと。 ..製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合 P317 医療処置を受けること。 P321 特別な処置が必要である（このラベルの...を見よ）。 -緊急の洗浄剤などを推奨する場合 ..備足的な応急措置の説明 P362+ P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ..国際(国)都道府県/市町村の規則（明示する）に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	

急性毒性（経皮）
(第3.1章)

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H313 皮膚に接触すると有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P302+P317 皮膚に付着した場合：医療処置を受けること。		

急性毒性（吸入）
(第 3.1 章)

危険有害性区分
1
2
シンボル
どくろ
どくろ
危険
危険



危険有害性情報
注意喚起語
H330 吸入すると生命に危険
H330 吸入すると生命に危険

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じん/煙ガス/ミスト/蒸気スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P304 + P340 吸入した場合：空氣の新鮮な場所に移し、座りやしゃい姿勢で休息させること。 P316 すぐに救急の医療処置を受けること。 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。	P403 + P233 氣の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。 一化学品が揮発性で有害な環境を作る可能性があるとき P305 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統一された適当な救急時電話番号すなわち適当な救急センターまたは医師などを追加してもよい。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際国連道路規則(市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P284 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。 - <i>H</i> の文言は、化学品の使用時に関する追加的な情報が、安全な使用のために十分であるう換気のタイプを説明している場合	P320 特別な処置が緊急に必要である（このラベルの...を参照） …緊急の解毒剤の投与が必要な場合 …補足的な応急措置の説明	P284 よい、 製造者/供給者または所管官庁が指定する装具の種類	-



シンボル
ビクト

急性毒性（吸入）
(第 3.1 章)

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H331 吸入すると有毒

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P261 粉じん/塵ガス/ミスト/蒸気スプレーの吸入を避けること。 -P260がラベルに記載される場合には省略して もよし 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P316 すぐに救急の医療処置を受けること。 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統けて、適当な救急時電話番号等をわざわざ当該緊急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。	P403 + P233 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。 -化学会品が揮発性で有害な環境を作れる可能性があるとき P405 施錠して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際(国)都道府県/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

シンボル
感嘆符

急性毒性（吸入）
(第3.1章)

危険有害性情報
注意喚起語
警告
H332 吸入すると有害



安全対策		注意書き	
応急措置	保管	廃棄	
P261 粉じん/塵/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 - P260がラベルに記載される場合には省略して もよい 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P317 医療処置を受けること。		
P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。			

急性毒性（吸入）
(第3.1章)

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H333 吸入すると有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P304 + P317 吸入した場合：医療処置を受けること。		

皮膚腐蝕性/刺激性
(第 3.2 章)

危険有害性区分
1, 1A から 1C
シンボル
腐食性



危険有害性情報
注意喚起語
H314 重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷
危険

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じんまたはミストを吸入しないこと。 - 使用中に吸入されるほどこりやミストの粒子 が発生するかもしない場合 P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 - 製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗 浄する体の他の部分を指定した場合には「I」内の 文章を用いる	P301+ P330 + P331 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 P302+ P361 + P354 皮膚に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐ こと。すぐに水で数分間洗うこと。 P363 汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。 P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿 勢で休息させること。	P405 施錠して保管すること。 P501 内容物容器を...に離業すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に 従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内 容物、容器またはその両者に適用する廢棄物要件	
P260 粉じんまたはミストを吸入しないこと。 - 使用中に吸入されるほどこりやミストの粒子 が発生するかもしない場合 P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 - 製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗 浄する体の他の部分を指定した場合には「I」内の 文章を用いる P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用するこ と。 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指 定してもよい、 P316 すぐに救急の医療処置を受けること。 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に続けて、適当 な救急時電話番号等をわざわざ適当な救急時医療提供者、例え ば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加して もよい。	P321 特別な処置が必要である(このラベルの...を参照)。 ...補足的な応急措置の説明 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤が ある場合 P305 + P354 + P338 眼に入った場合：すぐに水で数分間洗うこと。コンタクト レンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その 後も洗浄を続けること。		

危険有害性区分
2

シンボル
感嘆符

皮膚腐食性/刺激性
(第 3.2 章)

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H315 皮膚刺激

安全対策	応急措置	注意書き
P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 -製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する他の部分を指定した場合には「I」内の文章を用い、 P280 保護手袋を着用すること。 -製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指定してもよい	P302 + P352 皮膚についた場合: 多量の水...で洗うこと。 ..製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合 P321 特別な処置が必要である(このラベルの...を参照)。 ..補足的な応急措置の説明 ..製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合 P332 + P317 皮膚刺激が生じた場合: 医療処置を受けること。 -P333+P317がラベル上にあるときは省略してもよい、 P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。	保管

危険有害性区分
3

シンボル
なし

皮膚腐食性/刺激性
(第3.2章)

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H316 軽度の皮膚刺激

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P332 + P317 皮膚刺激が生じた場合：医療処置を受けること。 -P333+P317がラベル上にあるときは省略してもよい、		

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(第 3.3 章)

危険有害性区分
1
シンボル
腐食性



注意喚起語
危険

危険有害性情報
H318 重篤な眼の損傷

安全対策	応急措置	注意書き
P264 + P265 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。眼には触らないこと。 - 製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する他の部分を指定した場合には <i>II</i> 内の文 章を用いる。	P305 + P354 + P338 眼に入った場合：すぐに水で数分間洗うこと。 コントакトレンズを着用している場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P317 医療処置を受けること。	保管 廃棄
P280 保護眼鏡/保護面を着用すること。 - 保護手袋および眼鏡/保護面を指定すること - 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指 定してもよい		

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(第 3.3 章)

危険有害性区分
2/2A

シンボル
感嘆符

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H319 強い眼刺激



安全対策	応急措置	注意書き
P264 + P265 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。眼には触らないこと。 一製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗净する他の部分を指定した場合には <i>II</i> 内の文章を用いる	P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	保管 廃棄
P280 保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指定してもよい	P337 + P317 眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。	

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(第 3.3 章)

危険有害性区分
2B
シンボル
警告
H320 眼刺激性

危険有害性情報		
安全対策	応急措置	注意書き
P264 + P265 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。眼には触らないこと。 一製造者供給または所管官が、取扱後に洗净する他の部分を指定した場合にはII内の文章を用いる	P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 次に、コンタクトレンズを着用していくて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P337 + P317 眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。	保管 廃棄

呼吸器感作性
(第3.4章)

危険有害性区分
1, 1A, 1B



危険有害性情報
H334 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ

注意喚起語
危険

シンボル
健康有害性

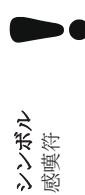
安全対策		注意書き	
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 - P260 がラベルに記載される場合には省略してよい。	P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P342 + P316 呼吸に関する症状が出た場合：すぐに救急の医療機関を受けること。	P501 内容物/容器を...に磨耗すること。 ...国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に基づいて製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	P501
P284 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。 - II の文言は、化学品の使用時にかかる追加的な情報が、安全な使用のために十分であるう換気のタイプを説明している場合に使用してもよい、製造者/供給者または所管官庁が指定する装具の種類			

皮膚感作性
(第3,4章)

危険有害性区分
1, 1A, 1B

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ



安全対策		注意書き	
応急措置	保管	廃棄	
<p>P261 粉じん/塵/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 - P260 がラベルに記載される場合には省略してよい。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。</p> <p>P280 保護手袋を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を指定してもよい。</p>	<p>P302 + P352 皮膚についた場合：多量の水...で洗うこと。 ..製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合</p> <p>P333 + P317 皮膚刺激または略疹が生じた場合：医療処置を受けること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である(このラベルの...を参照)。 ..補足的な応急措置の説明</p> <p>製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合</p> <p>P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ..国際(国)都道府県/市町村の規則(明示する)に従つて製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件</p>	

生殖細胞変異原性
(第 3.5 章)

危険有害性区分
1,1A,1B
2

シンボル
健康有害性
健康有害性



注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
H340 遺伝性疾患のおそれ <...>
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い <...>

<...>には、他の経路からのがく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、覚うこと。	P318 ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。	P405 施設して保管すること。	P501 内容物容器を...に廃棄すること。 ...国際規制道府県市町村の規則（明示する）に従つて 製造者供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P280 保護手袋保護衣保護眼鏡保護面膜保護具... を着用すること。	製造者供給者または所管官庁が装具の種類を指定してもよい、		

発がん性
(第 3.6 章)

危険有害性区分
1,1A,1B
2
危险有害性
シンボル
健康有害性
健康有害性



注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
H350 発がんのおそれ <...>
H351 発がんのおそれの疑い <...>
<...> には、他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。 P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。	P318 ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。 P405 施設して保管すること。	P501 内容物容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	
- 定してもよい、	-	-	-

生殖毒性
(第 3.7 章)

危険有害性区分
1,1A,1B
2



注意喚起語
危険
警告

シンボル
健康有害性
健康有害性

危険有害性情報

H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ <...>
<<...>>
H361 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い、
<...><<...>>

<...>には、もし判れば影響の内容を記載すること。
<<...>>には、他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。	P318 ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。	P405 施設して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際国際道府県/市町村の規則(明示する)に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/感覚保護具...を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が装具の種類を規定してもよい			

生殖毒性
(第 3.7 章)
(授乳に対するまたは授乳を介した影響)

危険有害性区分
(追加)
シンボル
なし
注意換起語
なし
危険有害性情報
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

安全対策	応急措置	注意書き	危険有害性情報
保管	廃棄		
P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。 P260 粉じん/ミストを吸入しないこと。 - 使用中に吸入されるほこりやミストの粒子が発生するかもしれない場合	P318 ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。 P263 妊娠中および授乳期中は接触を避けること。		H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 - 製造者供給者または所管官庁が、取扱後に洗净する他の部分を指定した場合には【】内の文章を用いる	P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。		

特定標的臓器毒性（単回ばく露）
(第 3.8 章)

危険有害性区分
1
健康有害性
シンボル



注意喚起語
危険

危険有害性情報
H370 臓器の障害 <...> <...>

- <..> (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる)
- <<...>> (他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P308 + P316 ばく露またはその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。 P405 施設して保管すること。	P321 特別な処置が必要である(このラベルの...を参照)。 -緊急の処置が必要な場合 ...補足的な応急措置の説明	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則(明示する)に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
P264 取扱後は手【はよび...】をよく洗うこと。 -製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗净する体の他の部分を指定した場合には「」内の文章を用いる。	P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。		

特定標的臓器毒性（単回ばく露）
(第3.8章)

危険有害性区分
2
シンボル
健康有害性



注意喚起語
警告

危険有害性情報

H371 臓器の障害のおそれ <...> <<...>>

- <..> (もしわかれればすべての影響を受ける臓器を挙げる)
- <<...>> (他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P308 + P316 ばく露またはその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えは中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。	P405 施設して保管すること。 P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際(国)都道府県/市町村の規則(明示する)に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	
P264 最後は手【および...】をよく洗うこと。 一製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗净する体の他の部分を指定した場合には II 内の文章を用いる	P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。		

特定標的臓器毒性（単回ばく露）
(第 3.8 章)

危険有害性区分
3
シンボル
感嘆符
!

危険有害性情報
注意喚起語
警告
H335 呼吸器への刺激のおそれ、または、
H336 眼気またはめまいのおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P261 粉じん/煙ガス/ミスト/蒸気スプレーの吸入を避けること。 - P260がラベルに記載される場合には省略して もよい、 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P319 気分が悪い時は、診察を受けること。	P403 + P233 液の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。 - 化学品が揮発性で有害な環境を作る可能性があるとき P405 施設して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際国連道路規則(規則(明示する))に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

特定標的臓器毒性（反復ばく露）
(第 3.9 章)

危険有害性区分
1
シンボル
健康有害性



危険有害性
注意喚起語

H372 長期にわたる、または反復ばく露<<...>>による
臓器 <...> の障害

- <...> (もしわかればすべての影響を受ける臓器を
挙げる)
- <<...>> (他の経路からのばく露が有害でないことが
決定的に証明されている場合、有害な経路を
記載する)

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸い込むこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P319 気分が悪い時は、診察を受けること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際(国)都道府県/市町村の規則(明示する)に 従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容 物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件	
P264 取扱後は手【および...】をよく洗うこと。 一製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗 浄する体の他の部分を指定した場合には、II内の 文章を用いる	P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をし ないこと。		

特定標的臓器毒性（反復ばく露）
(第 3.9 章)

危険有害性区分
2
健康有害性
シンボル



注意喚起語
警告

危険有害性情報
H373 長期にわたる、または反復ばく露<<...>>による
臓器<...>の障害のおそれ

- <...> (もしわかればすべての影響を受ける臓器を
挙げる)
- <<...>> (他の経路からのばく露が有害でないことが
決定的に証明されている場合、有害な経路を
記載する)

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P319 気分が悪い時は、診察を受けること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際(国)都道府県/市町村の規則(明示する)に 従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容 物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

誤えん有害性
(第3.10章)

危険有害性区分 1	シンボル 健康有害性
2	健康有害性



注意喚起語 危険	注意喚起語 警告
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ H305 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ	

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	<p>P301 + P316 飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。</p> <p>所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に統けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。</p> <p>P331 無理に吐かせないこと。</p>	<p>P405 施設して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国・都道府県/市町村の規則(明示する)に従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件</p>

水生環境有害性 短期（急性）
(第 4.1 章)

危険有害性区分
1



シンボル
環境

危険有害性情報
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意喚起語
警告

注書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 -必要な時は	P391 漏出物を回収すること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際(国)都道府県市町村の規則(明示する)に 従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容 物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

水生環境有害性 短期（急性）
(第 4.1 章)

危険有害性区分 2	シンボル なし	注意喚起語 なし	危険有害性情報 H401 水生生物に毒性 H402 水生生物に有害
3			

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 -必要な時以外は			P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に 従つて 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容 物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

水生環境有害性 長期（慢性）
(第 4.1 章)

危険有害性区分
1

シンボル
環境



環境

2

危険有害性情報
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
H411 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意喚起語
警告

なし

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 →必要な時は P391 漏出物を回収すること。			P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際・国・都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者・供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

水生環境有害性 長期（慢性）
(第 4.1 章)

危険有害性区分 3	シンボル なし	注意喚起語 なし	危険有害性情報 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害 H413 長期継続的影響によって水生生物に有害の おそれ
4	なし	なし	

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 →必要な時は 一必要な時は は			P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則(明示する)に 従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内 容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

オゾン層への有害性
(第 4.2 章)

危険有害性区分
1



注意喚起語
警告

危険有害性情報
H420 オゾン層の破壊により健康および環境に有害

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
			P502 回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせる

附属書 3

第 4 節

危険有害性絵表示のコード

A3.4.1 序文

A3.4.1.1 絵表示とは、特定の情報を伝達することを意図したシンボルと境界線、背景のパターンまたは色のような図的要素から構成されるものをいう。

A3.4.1.2 本節では、輸送以外の分野に対して GHS で規定される絵表示に割り当てられた推奨されるコードについて述べる。

A3.4.1.3 絵表示のコードは参考の目的で使用されるように意図されている。これは絵表示の一部ではなく、ラベルまたは安全データシートの第 2 節に記載するべきではない。

A3.4.2 絵表示のコード化

A3.4.2.1 輸送分野以外の分野に対する GHS 絵表示には次のようなアルファベットと数字を組み合わせたコードが割り当てられる：

- (a) 文字「GHS」；および
- (b) 連続した番号「01」、「02」、「03」などを以下の表 A3.4.1 のように割り当てる。

表 A3.4.1

コード	危険有害性絵表示	シンボル
GHS01		爆弾の爆発
GHS02		炎
GHS03		円上の炎
GHS04		ガスボンベ
GHS05		腐食性
GHS06		どくろ
GHS07		感嘆符
GHS08		健康有害性
GHS09		環境

附属書 3

第 5 節

注意絵表示の例

A3.5.1 注意絵表示（ピクトグラム）

欧州連合（1992 年 6 月 24 日付け理事会指令 92/58/EEC）から



A3.5.2 注意絵表示「子供の手の届かないところに置くこと。」

下記の例は注意書き P102 「子供の手の届かないところに置くこと。」の意味を伝達し、1.4.4.1(a)および A3.2.1.10 にしたがった 1 つ以上的方法で情報を伝えるために使用される。

A3.5.2.1 欧州石鹼洗剤工業連合会 (AISE) による注意絵表示「子供の手の届かないところに置くこと。」

この絵表示は AISE によって開発され、家庭用製品に対して 2004 年以来欧州および他の法令で使用されてきた。

AISE の注意絵表示「子供の手の届かないところに置くこと。」について理解度試験が行われていた。その調査は GHS 附属書 6 にしたがっていくつかの国で行われ、この絵が回答者の 88.6% に的確に理解され、しかも絵についての決定的な誤解はほんの少し (<1%) であったことが示されている。



A3.5.2.2 日本石鹼洗剤工業会 (JSDA) による注意絵表示「子供の手の届かないところに置くこと。」
この絵表示は、日本での消費者用洗剤のラベル/包装に対して、自主的な使用を目的として JSDA が開発したものである。

この JSDA の安全表示は、日本産業規格 JIS S 0102 : 「消費者用警告図記号—試験の手順」にしたがつて試験された。この絵は、96 点の正解とわずか 1.7% の極端に誤った理解で、JIS S 0102 の合格基準（理解度 > 85 点）を満たした。

